

平成19年第3回京丹波町議会定例会（第1号）

平成19年9月11日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成19年9月11日

15日間

至 平成19年9月25日

第 3 諸般の報告

第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 5 議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第61号 京丹波町職員の勤務時間、休憩に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第62号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第63号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第64号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第66号 字の区域及び名称の変更について

第12 議案第67号 字の区域及び名称の変更について

第13 議案第68号 字の区域及び名称の変更について

第14 議案第69号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設（上部）工事請負契約について

第15 議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第16 議案第71号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 第17 議案第72号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第73号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第74号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（1号）
- 第20 議案第75号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第77号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第78号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第79号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）
- 第25 認定第 1号 平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 2号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 3号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 4号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第 5号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第 6号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第 7号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第 8号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第 9号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第10号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 認定第11号 平成18年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第36 認定第12号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37 認定第13号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38 認定第14号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39 認定第15号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第40 認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について
- 第41 報告第2号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について
- 第42 報告第3号 株式会社丹波情報センターに関する経営状況について
- 第43 報告第4号 財団法人丹波ふるさと振興公社に関する経営状況について
- 第44 報告第5号 財団法人瑞穂農業公社に関する経営状況について
- 第45 報告第6号 財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について
- 第46 報告第7号 社会福祉法人わち福祉会に関する経営状況について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

- 1番 西山和樹君
- 2番 室田隆一郎君
- 3番 東まさ子君
- 5番 横山勲君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 今西孝司君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠中勉君
- 10番 山田均君
- 11番 藤田正夫君

- 12番 山内武夫君
13番 篠塚信太郎君
14番 吉田忍君
16番 野口久之君
17番 野間和幸君
18番 岡本勇君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19人）

- | | |
|---------|---------|
| 町長 | 松原茂樹君 |
| 副町長 | 上田正君 |
| 教育長 | 山本和之君 |
| 会計管理者 | 藤田義幸君 |
| 参事 | 田淵敬治君 |
| 瑞穂支所長 | 上田進君 |
| 和知支所長 | 岩崎弘一君 |
| 総務課長 | 谷俊明君 |
| 企画情報課長 | 田端耕喜君 |
| 税務課長 | 岩田恵一君 |
| 住民課長 | 伴田邦雄君 |
| 保健福祉課長 | 野間広和君 |
| 子育て支援課長 | 山田由美子君 |
| 地域医療課長 | 下伊豆かおり君 |
| 産業振興課長 | 山田進君 |
| 土木建築課長 | 松村康弘君 |
| 水道課長 | 藤田真君 |
| 教育次長 | 長谷川博文君 |
| 監査委員 | 人見亮君 |

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長
書 記

伊 藤 康 彦
山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第3回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・吉田 忍君、16番議員・野口久之君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月25日までの15日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、諮問第1号ほか、42件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る9月4日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

閉会中、各常任委員会は、所管事務の調査・研究のため、管外視察が実施されました。

また、交通網対策特別委員会が8月27日に開催されました。

暑い中、大変ご苦労さんでございました。

本定例会に、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくお願いいいたします。

また、全員協議会終了後、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第 4、諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第40、認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第40、認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第40、認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成19年第3回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

さわやかな朝晩となり、秋の気配を日一日とを感じるこのごろでございます。秋の取り入れ

も始まり、丹精が報われる実りの多い秋となりますことを願うものであります。

今回定例会は、京丹波町発足後初の通年決算を上程させていただくことになりました。1年間の予算執行を通して、ようやく町民の皆様にも合併後の施策の体系が徐々に浸透しつつあることを実感するところであります。

円滑な行政運営にご指導、ご鞭撻をいただいております議員各位、町民の皆様には厚く御礼申し上げます。

さて、まことに残念な簡易水道整備事業をめぐる不祥事につきましては、去る9月3日に京都地裁で初公判が開かれ、起訴事実を認め、贈収賄に至った経過や概要が明らかにされております。

刑法上の処分は、公判にゆだねるほかないわけですが、施政者として町政の信頼回復と再発防止に向けた取り組みを緩めることなく、たゆみない努力を続けていく所存であります。

ここに至りますまで、3人の有識者で構成する外部調査委員会は、延べ6回を重ね、事件の究明と再発防止に向け、精力的に審議を進めていただいております。また、内部の綱紀粛正倫理委員会も4回にわたり議論を重ね、公共工事の入札、契約や検査体制等のあり方、職員倫理や法令遵守体制の整備を進めるとともに、職員には40項目にわたる倫理研修テキストを配布し、継続的に研修を重ねているところであります。

このような経過の中で、今期議会に提案させていただきましたが、新たに監理課を設け、早期に取り組むべき適正な入札制度や施工監理体制の整備を図ってまいりたいと存じます。ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、事件のおわびと経過説明を基本に、情報基盤の統一、小学校統合や投票区の再編等、12会場で行ってまいりました町政懇談会には、延べ590人の参加を得て、さまざまなご意見をいただきました。それぞれ地域の実情に即したご質問や要望もあり、一定整理をさせていただいた上で、行政として取り組むべき姿勢を明らかにさせていただきたいと思っております。

本町にとって、明るい話題もありました。

この夏、全国高校総体に出場した須知高校女子ホッケー部が、見事10年ぶり2回目の優勝を果たし、蒲生野中学校女子ホッケー部も全国大会3位の成績をおさめたところであります。京都国体を機に根づいたホッケー競技が、スポーツ少年団、中・高校のクラブに引き継がれ、全国的にもトップレベルに育っておりますことは、まことに喜ばしく後進の目標となるものであり、今後ますますの検討を期待するものであります。

先ごろ、総務省の来年度予算概算要求が公表されております。これによりますと、地方財

政規模は今年度とほぼ同額の 8 3 兆 1, 0 0 0 億円としながらも、地方交付税は出口ベースで 4. 2 % 減の 1 4 兆 6, 0 0 0 億円となっております。税源委譲により、地方税が 2. 7 % 増収となるという前提であります。最大の行政改革と言われる合併の効率化を上回るスピードで地方財政制度の見直しや歳出削減が進められており、総額だけの議論でなく、自主財源に乏しい地方団体の財政健全性に配慮されるよう強く願うとともに、今後の動向に十分留意し、行財政運営を図ってまいりたいと存じます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。西垣隆男委員の任期が平成 1 9 年 1 2 月末をもって満了となります。西垣委員には、3 期、9 年間の長きにわたり、人権擁護という極めて幅の広い重要な活動に誠心誠意ご尽力をいただいております。今回の改正につきましても、引き続きお力添えを賜りたく存じておりましたが、新しい委員さんに引き継ぎ、さらなる人権意識の高揚と養護を図ってほしいとのご意思もあり、これを尊重させていただきました。ここに、改めて長年のご苦勞に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

後任の委員には、京丹波町下山岩ノ上 6 9 番地にお住まいの前谷幹夫氏を推薦させていただくものであります。前谷氏は、3 7 年間、丹波町職員として勤められ、現在、財団法人丹波ふるさと振興公社の職員として活躍されています。豊富な行政経験とともに、人格・識見とも高く、広く社会の実情に精通され信望の厚い方であります。

推薦についてご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

議案第 6 0 号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公共工事等の入札、契約及び検査等の適正化を図るため、役場組織の行政課として、新たに監理課を設けるものであります。

議案第 6 1 号 京丹波町職員の勤務時間、休憩に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 2 号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 及び、議案第 6 4 号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、育児短時間勤務制度等が設けられたことに伴う関係条例の規定を改正するもの。

議案第 6 3 号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴う関係規定の改正を行うもの。

議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当を支給する管理職に監理課長を加えるもの。

議案第66号から第68号 字の区域及び名称の変更につきましては、南丹区域農用地整備事業による竹野団地及び鎌谷中団地、小規模農業基盤整備事業による坂井地区のほ場や道路、水路等の整備に伴い、換地計画に即した字区域名称に変更するため、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いしております。

議案第69号 平成19年度緊急地方道路整備事業町道升谷大迫線橋梁新設（上部）工事請負契約につきましては、地方自治法並びに本町条例の規定により、株式会社エムテック近畿支店と1億4,385万円で契約を締結することについて、議決をお願いしております。工事概要につきましては、橋梁72.2メートルの上部工事を行うものであります。

議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額99億4,100万円に、今回1,830万円を追加し、補正後の額を99億5,930万円とすることを願います。

まず、共通的な項目につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

主な補正につきましては、総務費では自治振興補助金に789万円を計上し、地域集会所や公園の整備事業に補助することといたしております。

また、平成21年度の固定資産評価替えに向けた宅地鑑定評価業務に650万円の追加をお願いしております。

民生費では、平成20年4月から、後期高齢者医療制度の施行に伴うシステム導入等に517万円を計上し、円滑な制度の運営準備に努めてまいりたいと存じます。

また、病院をはじめ、厳しい経営状況にある医療施設の経営診断業務に157万円を計上しております。本年3月の審議会答申を受け、今後の運営と地域医療のあり方をどう選択するかは極めて難しい課題ではありますが、地域医療を支える町財政の運営にマッチしたあるべき姿について調査・研究を重ねていく所存であります。

農林業の振興面では、京の黒大豆・小豆等産地づくり事業に55万円を新たに計上したほか、南丹地区農用地整備事業に1,055万円、農産物被害に対する有害鳥獣対策に225万円を追加いたしております。

土木費では、ダム関連対策事業に2,075万円を追加し、町道235号線用地等の確保を図ることとしております。

消防費には、近年、各地で多発する自然災害などの防災対策に100万円を追加し、非常

用食料や飲料水等の物資の計画的備蓄に努めたいと考えております。

また、7月中旬の豪雨による災害復旧につきましては、農林施設災害復旧に800万円、土木施設災害復旧に627万円余りを計上し、早期の機能回復に努めてまいりたいと存じます。

このほか、事業の進捗により精査及び調整を加え編成いたしましたものであります。

なお、投資的な経費につきましては、地域経済の維持拡大のために、早期執行を念頭に置き、事業推進を図ってまいり所存であります。

歳入といたしましては、18年度の決算でも明らかであります、特別交付税の合併特例措置分が全く見込めず、当初予算計上額から1億3,000万円もの減額を余儀なくされる状況であります。やむを得ず財政調整期金を2,083万円を取り崩しての編成となりました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

その他、一般財源では確定いたしました普通交付税3,373万円、前年度繰越金4,774万円の追加額を主なものとして、関連する特定財源の精査により編成いたしましたものであります。

議案第71号 京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、事業勘定において補正前の額17億2,963万1,000円に今回1,994万1,000円を追加し、補正後の額を17億4,957万2,000円とするものであります。

本年度の老人保健医療費拠出金や介護納付金の確定、過年度分の精算に伴う国・府支出金等の返還金措置を行うため、所要の追加をお願いいたしております。

和知診療所勘定では、補正前の額3億6,170万円から今回614万7,000円を減額し、補正後の額を3億5,555万3,000円とするもの。

和知歯科診療所勘定では、補正前の額7,113万円から今回97万2,000円を減額し、補正後の額を7,015万8,000円とするものであります。

いずれも、主に人件費の補正を行うものであります。

議案第72号 京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額21億214万円に今回1,080万8,000円を追加し、補正後の額を21億1,294万8,000円とするものであります。

過年度の医療費支弁実績の確定による国・府支出金等の返還金について、所要の追加計上をいたしております。

議案第73号 京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額14億7,235万4,000円に今回4,028万円を追加し、補正後の額を15億1,26

3万4,000円とするものであります。介護保険給付費準備基金への積み立て及び過年度の給付費等の精算による国・府支出金等の返還金について、追加計上いたしましたものであります。

議案第74号 京丹波町水道事業特別会計補正予算(1号)では、補正前の額17億1,970万円に今回922万6,000円を追加し、補正後の額を17億2,892万6,000円とするものであります。道路改良に伴う水道管移設工事、畑川ダム取水に係る水利権申請や国庫補助事業再評価資料の作成業務を主なものとして、所要の追加計上をいたしております。

議案第75号 京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額9億9,000万円に今回36万1,000円を追加し、補正後の額を9億9,036万1,000円とするもの。

議案第76号 京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額1億715万3,000円から今回395万7,000円を減額し、補正後の額を1億319万6,000円とするものであります。いずれも、人事異動による人件費の調整を行ったものであります。

議案第77号 京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額1億2,290万円に今回3,774万3,000円を追加し、補正後の額を1億6,064万3,000円とするものであります。京都縦貫自動車道用地への売り払いや補償費収入を主なものとして、財政調整基金へ積み立てを行うものであります。

議案第78号 京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額560万円に今回343万円を追加し、補正後の額を903万円とするものであります。緑資源機構との分収造林契約に基づき、管理道開設工事費を追加するものであります。

議案第79号 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第1号)では、収益的収入及び支出について、補正前の額8億2,889万3,000円に今回1,976万9,000円を追加し、補正後の額を8億4,866万2,000円とするものであります。入院基本料から算定される必要看護師の欠員5名につきましては、前年度に2名、本年度に入り3名を採用し、充足させることができたところであります。このことに伴う人件費及び職員が行っております医療事務の外部委託への移行について、追加をお願いしております。

続きまして、合併後の京丹波町として初の通年決算となりました平成18年度決算認定議案につきまして、概略をご説明申し上げます。

平成18年度を振り返ってみますと、旧町から取り組まれてきた重点的な継続事業の推進

と京丹波町として均衡ある発展を目指し、基盤づくりに着手した1年でありました。

昨年5月には私の公約であった町営バス路線の再編を行い、合併後の一体性の確保と効率的なバス運行を開始することができました。

また、まちづくりの指針となります総合計画基本構想、情報基盤の統一に向けた地域情報化基本計画、地域防災計画や障害者基本計画などさまざまな分野で熱心にご審議いただき、策定を見たところであります。

さらに、住民自治組織のあり方について検討委員会を設置し、広域的な地域振興を行政と協働する仕組みについて、議論が進められています。

また、医療施設の今後の運営と地域医療のあり方について審議会の答申をいただき、今後、取り組むべき課題の検証を始めております。

瑞穂地区の保育所統合につきましては、関係者の皆様のご理解をいただく中で、本年4月より統合し移転、改築に向けた準備を進めております。

本町の合併を契機とし、社会福祉協議会、シルバー人材センターや森林組合の合併、各種団体の統合がなされ、現在も商工会の合併に向けた協議が進むなど、簡素で効率的な運営に向けた取り組みも着々と始まっております。

町政運営につきましても、町内で均衡ある事業や活動が展開されることは、一体感のあるまちづくりの大きな原動力となるものであり、所期の目的に沿った円滑な運営がされることを期待するものであります。

このような中、実質公債費負担比率の指標導入など、財政状況はさらに厳しさを増し、さまざまな制約のもとに行財政運営を行わなければならなかったのも事実であります。夏祭り補助金の全額カットや、各種団体等への補助金も減額させていただきました。それぞれに創意工夫され停滞することなく活動いただいておりますことに感謝を申し上げます。

また、指定管理者制度の導入による直営や委託事業の見直し、基金積み立てや3億円の公債費の繰上償還を行うなど、後年度の財政負担の軽減に努めたところであります。

一般会計の決算額は、歳入106億9,602万円、歳出105億9,549万円、うち翌年度への繰越財源278万円を差し引いた実質収支では9,774万円の黒字となりました。これに、病院を除く14特別会計を加えた決算総額は、歳入194億6,615万円、歳出192億9,412万円、実質収支は1億6,924万円の黒字となっております。しかし、一般会計では、平成17年度の黒字となった実質収支額4億823万円を含んでの決算であり、単年度だけの収支では、3億1,048万円余りの赤字となる厳しい状況であります。

一般会計では、後年度の財政負担の軽減のため、減債基金積み立てに3億7,160万円、合併特例債を活用した振興基金積み立てに1億9万円の執行をいたしております。

平成21年開通を目指して工事が進む京都園部間の複線化事業に5,204万円、地域コミュニティをはぐくむ自治振興補助金には1,083万円を執行しております。

また、設置いたしました瑞穂・和知支所には、2億9,030万円を執行し、本庁と連携しながら円滑な行政運営に努めたところであります。

福祉面では、少子・高齢化が急速に進展する中、高齢者や障害者の方々が安心、快適に暮らすことができる福祉事業には、老人保健・介護保険特別会計の繰出金を含め、7億6,587万円を執行いたしております。新たな障害者支援法に基づく制度の円滑な運用に努めたところであります。

合併により拡充された出産祝金制度や、対象年齢が引き上げられた児童手当、保育所を拠点とするすこやかな子育て支援等には、5億845万円の執行をいたしております。

また、住民が健康で明るく生き生きとした生活維持のため、各種健診、予防事業を推進するとともに、瑞穂病院、国民健康保険事業などに所要の繰出等を行い円滑な運営に努めたところでありますが、後年度の一般会計からの財政負担に課題を有するところであります。

農林水産業の振興につきましては、担い手の減少と高齢化の進行による農地の荒廃、集落営農機能の低下が懸念される中、担い手の連携による農地保全や特産振興など、生産性の高い農業の実現に引き続き努めたところであります。

集落営農組織など、農業振興を図る各種の支援に2億3,482万円、生産性を高める農業基盤の整備には5億6,408万円余りを執行いたしております。

道路事業では、合併後、認定路線数688路線、総延長386.6キロ余りとなり、今後とも計画的な整備に努めるところであります。18年度は、継続的な事業を主体に、道路維持、新設改良費に6億8,075万円を執行いたしております。

また、公営住宅の整備では、三ノ宮団地の住宅建設が計画戸数すべての完成を見たところであります。

教育面では、総額で7億3,030万円を執行いたしております。不審者の侵入や暴力から児童の安全を守る防犯カメラの全校設置や、耐震診断を実施し、安心・安全な教育環境の整備に努めたところであります。耐震診断の結果、必要となります下山小学校の改修には、今年度設計業務を行い、20年度に改修工事を行う計画といたしております。今後とも、児童、生徒の安心・安全はもとより、少子化における教育環境のあり方など、諸課題に対する取り組みを強化し、次代を担う人材育成、教育環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上、主たる決算概要について申し上げさせていただきましたが、次に、普通会計をもとにした財政構造面について申し上げたいと存じます。

地方税では、昨年度に比べ、3,583万円減額の16億6,781万円となりました。評価替えによる課税ベースでの固定資産税の減少が主な要因であります。

徴収率につきましては、前年度の96.3%から96.7%と、わずかながら前年度を上回る結果となりました。昨年6月より、内部組織として町税等徴収率向上対策委員会を立ち上げ、各会計連携のもとに徴収強化月間や夜間臨時納付窓口の取り組みなど、体制を強化したところであります。税の負担の公平性を確保する観点から、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

また、税等の徴収に不公平感がないように慎重に対処しながら、法令の根拠に照らし不納欠損処分を一般会計1,943万円、国保税1,079万円、介護保険料181万円余りをさせていただきました。貴重な自主財源が徴収に至らなかったことはまことに申しわけなく思うわけですが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

譲与税・交付金関係では、税源委譲による増額要素を含め、前年度に比較し6,702万円増額の6億8,726万円、地方交付税では、普通交付税が合併算定外による40億3,613万円とほぼ同額が確保されたものの、特別交付税では合併前の16年度が6億5,512万円、17年度が7億2,188万円、18年度は6億1,426万円と既に合併前の交付額を下回る決算となりました。まことに残念であります。合併後の新たなまちづくり措置分として、3年間、6億5,540万円とされた特例措置分は一体どのように算定されているのか、強い疑念と不信を抱かずにはおられません。

交付税制度そのものの制度改正とともに、特別交付税の例のように普通交付税においても合併後の算定特例が維持されるのか、今後の動向に十分留意した財政運営に努めてまいりたいと存じます。

また、前年度に比べ歳出では歳出を拘束する人件費で2億2,701万円の減額、扶助費で1,812万円の減額となったものの、公債費では繰上償還費3億円を含み3億6,286万円の増額と、義務的経費全体では47億6,849万円の決算であります。

その他の経費につきましては、合併による準備経費等が皆減となった物件費で1億4,317万円減額の11億2,221万円をはじめ、合併前の大型事業や16年災害復旧事業を終えた投資的経費では22億4,486万円と大きな減額となる17億4,404万円の決算となっております。

しかしながら、補助費等では5,103万円増額の13億5,786万円、繰出金では1

億4,644万円の増額の13億1,490万円となり、義務的経費に準じた一部事務組合の負担金や各特別会計繰出金の増加が避けられないところであります。

このような決算状況の中で、財政構造の指標となります経常収支比率は91.9%、実質公債費負担比率は20.8%となり、依然として硬直した財政構造となっております。

これらの厳しい状況を踏まえ、経常的な経費の節減はもとより、受益と負担の公平性が確保できる適正な財政運営になお一層の努力を重ねてまいりたいと存じます。

また、特別会計の決算につきましては、14特別会計で、歳入額総額87億7,012万円、歳出額総額86億9,863万円、実質収支は7,149万円となっております。

瑞穂病院事業会計では、消費税を除いた収益的収支で、総収入額6億9,227万円、総支出額7億6,625万円、収支差し引き7,398万円の純損失となり、前年度の繰越利益剰余金3,222万円を充当しても、4,176万円の未処理欠損金が生じる結果となりました。また、消費税を含む資本的収支では、収入総額2,636万円、支出総額2,747万円となり、不足する111万円について、過年度分損益勘定保留資金で補てんしたところであります。

以上申し上げまして、行政報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。

提案させていただきます議案は、37件であります。

細部につきましては、会計管理者、また所管する課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） おはようございます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましても補足説明でございますが、冒頭、町長の方より詳しく説明していただいておりますので、私の方からは諮問書の朗読をさせていただきます、補足説明にかえさせていただきますと思います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法昭和24年法律第139号第6条第3項の規定により議会の意見を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町下山岩ノ上69番地 氏名 前谷幹夫 昭和19年10月8日生 平成19年9月11日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 人権擁護委員任期満了に伴い、新たに人権擁護委員候補を推薦する必要があるため。

以上でございます。

ご審議賜りまして、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては町長が申されましたように、公共工事等の入札、契約及び検査等の適正化を促進するため、新たに監理課を設置させていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第2条でございますが、この監理課の事務分掌ということで、1号から3号まで掲げさせていただいております。

入札資格、審査及び選定に関すること、あるいはまた工事、物品等の入札、契約、検査及び指導に関すること、それからその他公共事業の全般にわたりまして、適正な執行に関することということで定めさせていただくものでございます。

なお、この条例につきましては、19年4月1日から施行ということで設置をさせていただきたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

失礼しました。19年10月1日から施行するということで、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第60号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号と、それから62号、それから一つ飛びまして64号でございますが、関連する上位法が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

お手元に、一枚物で資料を配付させていただいておりますので、まずは上位法の改正がどのようなものであったかということについて、先にご説明を申し上げたいと思います。

なお、この資料、法律案というふうに表示がなされておりますが、5月16日に法律が成立をいたしまして、8月1日に施行が既にされておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

この地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の趣旨でございますけれども、一つは少子化対策の一環ということで、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援する制度ということで、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務の制度を設ける。それから、あわせまして、短時間勤務を行う職員が処理することが短くなるので、1週間のうち少なくとも勤務するというところでございますので、そのかわりの職員を任期を定めて任

用することができるというような制度が設けられたところでございます。

この改正の内容でございますが、対象となる職員につきましては、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員ということでございまして、勤務できるパターンといたしましては、1日当たり4時間週20時間、あるいは1日当たり5時間週25時間、あるいは1日8時間で週3日、あるいは週2日半ということで、8時間勤務が2日、それから4時間勤務が半日というようなパターンで選択ができるような制度でございます。給与等につきましては、当然勤務時間が短くなりますので、それに応じた給与に減額をするということになっております。

以上が、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正概要でございまして、それぞれこれにかかります本町の条例を今回改正をさせていただくものでございます。

議案第61号の京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただく中で私の方から若干説明申し上げたいと存じます。

これの第2条でございますが、これは育児短時間勤務職員その1週間当たりの勤務時間を今回新たに規定するものでございます。それから、もう一つは、育児短時間勤務をとった職員のかわりに採用いたします短時間勤務の1週間当たりの勤務時間も規定をさせていただくものでございます。

第3条でございますが、第3条につきましても育児短時間勤務の職員、あるいはそれにかかります採用いたします短時間勤務職員の土日の週休日、これに加えてそれ以外の週休日を割り振るということを規定するものでございます。

それから、第4条につきましては、特別の形態によって勤務する職員、これは例えば看護師等が該当するわけでございますが、その場合の土日以外の週休日、こういったものの規定を設けるものでございます。

それから、第8条でございますが、これにつきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務ということでこれは配慮すべき事項でございますが、こういった短時間勤務を行っている職員については宿日直あるいは超過勤務を命ずる場合を限定するということを規定するものでございます。

それから、次の8条の2でございますが、これにつきましては、これまで、育児、介護を行う職員は早出、遅出勤務ができるということになっておったわけでございますが、最近の下校時の小学生に対する凶悪事件こういったものの発生から、そういった社会情勢を考慮いたしまして、学童保育に託児している小学生、こういった子どもを迎えに行く職員について

も、遅出早出勤務の制度が設けられたという改正でございます。

それから、第12条でございますが、これにつきましては育児短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数についてを規定いたすものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第61号の説明とさせていただきます。

次に、議案第62号 京丹波町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

これも、ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと存じますが、この新しい改正後の条例の第1条でございますが、これについては法律が条例に委任している条番号等を追加いたすものでございます。

第2条は、文言の修正を行うものでございます。

それから、第3条でございますが、再度の育児休業をすることができる特別の事情ということで、育児休業を取っている職員が入院あるいは負傷等によりその子を養育することができなくなった場合の職員の取り扱いについて規定をいたすものでございます。それから、もう1点は、両親が交互に育児休業を取る場合の規定について追加をするものでございます。

第5条あるいは第6条、第7条については文言なり見出しの修正をさせていただいております。

それから、第8条でございますが、育児休業した職員の職務復帰後における号級の調整ということで、これまででございますと育児休業した場合は勤務した時間を休業の半分という考え方で号級の調整をやってきたわけでございますが、この部分を100分の100以下の換算率というふうに改正をいたすものでございます。

それから、次に9条でございますが、9条については育児短時間勤務をすることができない職員の規定を設けるものでございます。

それから、10条では、育児短時間勤務の終了から1年を経過しない場合は、同じ子についてさらに取得することができる特別の事情を規定いたしましたものでございます。

それから、11条でございますが、交代制勤務職員のための勤務の形態を規定いたしましたものでございます。

12条、13条等については、育児短時間勤務における承認あるいは取り消し、こういったものの手続的なものを定めております。

14条では、育児短時間勤務を取りながら何らかの形でそれが短縮される場合が生じることが想定されますが、その場合でも職員の定数に過員いわゆる過剰な定数になる場合等がある場合は、そのまま短時間勤務で引き続き勤務するという取り扱いが特別の事情として認め

られる場合を規定したものでございます。

それから、15条は短時間勤務の職員への通知関係を規定いたしましたものでございますし、16条につきましては任期の更新、これについて規定をいたしましたものでございます。

それから、17条でございますが、部分休業をすることができない職員ということでございまして、育児短時間勤務をしている職員については、こういった部分休業をすることができない職員になっております。

それから、18条でございますが、部分休業の承認の部分で、部分休業の承認要件、こういったものを緩和する形での規定に改正がなされております。

19条については見出しの追加をさせていただくもの、それから20条については育児短時間勤務の承認の取り消しという関係を、部分休業の承認の取り消しと同様に取り扱うことを規定いたしましたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第62号の説明とさせていただきます。

それから、一つ飛ぶわけでございますが、先に、提案理由が同じでございますので議案第64号の京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げたいと思います。

これも、ページをめくっていただきまして、新旧対照表でございますが、第4条の2の関係でございます。これも、育児短時間勤務職員の給料について定めたものでございまして、この場合の給料については当該職員の1週間当たりの勤務時間、これを週40時間勤務する常勤職員で割った数字を掛けたものが給料の額とするということで、実際に勤務する時間に案分するという定め方でございます。

それから、第10条の通勤手当の関係でございますが、この場合につきましても通勤回数が減るということになるわけございまして、他の職員との均衡上一定割合の額に減じた額で支給することを規定するものでございます。

それから、13条の時間外勤務手当の関係でございますが、これにつきましても育児短時間勤務職員等につきましては、正規の勤務時間が割り振られた日において、1日8時間までの勤務については当該職員が正規の勤務時間以外の時間における勤務でありましても、割り増しを行わず100分の100、8時間を超える勤務については1週間当たりの勤務時間が40時間である常勤職員と同じ取り扱いをするということを定めるものでございます。

それから、15条の4、15条の7につきましては期末手当の基礎額、あるいは勤勉手当の基礎額でございますが、それぞれ育児短時間勤務職員になって求められる給料の額、これを基礎に計算して算出するということを定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第64号の説明とさせていただきます。

戻っていただきまして、議案第63号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも、少しページをめくっていただきまして、新旧対照表でございます。

第2条の2でございますが、これまでの通勤という規定につきましては住居と勤務場所との間を往復するという規定しかなかったわけでございますが、それに加えまして、これまでの規定を第1号といたしまして、第2号、第3号を追加する改正となっております。具体的に申し上げますと、例えば第2号につきましては本町の職員が支所に立ち寄ってから出勤するというようなケースが想定されるということでございます。それから、3号でございますが、これも表現は少しややこしい表現になっておりますが、例えば町外在住の職員が当日早朝勤務の必要があるということで、町内の実家から出勤をすとか遅くなって実家に泊まるとか、こういう場合も含めて通勤という範疇に含むというように、若干緩和された考え方になっているところでございます。

もちろん、こういった細かい詳細の実例については、今までから通勤ということで認められてきたようでございますが、今回条例にこういった考え方の部分も規定するという改正になっておるところでございます。

なお、第9条以下の改正につきましては、文言の修正をさせていただくものでございます。

以上、議案第63号の説明とさせていただきます。

それから、議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましては課設置条例に伴います監理課長につきまして、官職手当を支給する管理職として規定をさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第60号から65号までの説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） それでは、上程いたしました議案第66号、67号、68号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

平成12年度から着工いたしました南丹区域農用地総合整備事業のほ場整備事業に係りま
す換地計画に伴う字の区域及び名称の変更でございます。

まず議案第66号につきましては、独立行政法人緑資源機構が農地の区画整理事業として
整備を進めてまいりました竹野団地に関連するものでございます。当該団地は、平成12年

度から平成16年度に29.3ヘクタールの面工事が完了し、平成17年度には確定測量が実施されました。本年度は、換地処分を予定しております。

また、議案第67号につきましては、同じく鎌谷中団地の区画整理工事に関連するものでございます。当該団地は、平成13年度から平成15年度に7.8ヘクタールの面工事を完了しております。平成16年度には、確定測量が実施されております。本年度は、換地処分を予定しております。

さらに、議案第68号につきましては、京丹波町坂井地内におきまして、京都府の単独農業基盤整備事業、小規模農業基盤整備事業によりますところのは場整備でございまして、平成15年度と平成16年度の2カ年で4.5ヘクタールの面工事が完了しております。平成17年度には、確定測量いたしましたところでございます。

以上、本日提案いたします字の区域及び名称の変更は、これら面工事によって従前の不整形なは場が整形され、また道路、水路等のつけかえ、新設工事がなされることによりまして新たな字界とする必要が生じ、最終の換地計画と整合させたものでございます。基本的には、地物、地界などで編入をしております。

区域の詳細につきましては、議案書に添付しております京丹波町口八田、高岡、水戸、鎌谷中、坂井の一部でございます。

字の区域及び字の名称は、住所の表示等を示す、私たちの日常生活には極めて密着したものでございまして、区域の新しい形状に合ったわかりやすい区域名称とするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議いただき、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼いたします。議案第69号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設（上部）工事請負契約について、説明を申し上げます。

まず全体的な事業概要でございますけれども、事業箇所につきましては次のページでございますけれども京丹波町升谷地内でございます。事業期間といたしましては、平成18、19年、2カ年間の事業でございます。事業延長としましては、324メートルでございます。18年度におきましては、橋梁下部工、それから路帯築造工事を行ったところでございます。それでは、本年度の工事概要につきまして説明を申し上げます。

まず工事期間でございますけれども、議会の議決日から平成20年3月28日までを予定いたしております。次に、工事内容でございますけれども、橋梁上部工、これは3枚目のペ

一でございますけれども、図面に表示しておりますけれども、延長が72.2メートルで、概要といたしまして、3径間の連続PC中空床版橋の架設を計画いたしております。本線の道路工でございますけれども、324メートルでございます、主に舗装工事、それから安全施設の整備が工事内容でございます。取り合い道路工でございますけれども、約60メートルでございます、擁壁工、それから排水工の予定をいたしておるところでございます。契約金額でございますけれども、落札率につきましては87.26%でございます。2番札との比較をいたしましても、1,890万円ほどの差がございます、今回実施いたしております入札につきまして、相当の成果が出ているんじゃないかと考えておるところでございます。契約の相手方でございますけれども、会社の概要を説明申し上げますと本社につきましては埼玉県さいたま市にございます会社でございます。設立は1988年10月でございます、資本金は4億1,637万円でございます、橋梁の施工実績といたしましては国土交通省、日本高速道路株式会社、その他都道府県に多数実績を持っている会社でございます。

次に、契約の方法でございますけれども、入札につきましては、本町の条件つき一般競争入札の郵便入札で行っているところでございます。資格要件を3つほどつけておりまして、許可の種類、経営事項の審査、配置予定技術者等につきまして条件を付したところでございます。入札の参加者でございますけれども、そうした条件の中で、予定の母数としては26社ございました。その中で、実際に入札参加資格の確認いただいたのは5社でございます。そのうち、3社につきましては辞退という申し出がございまして、実際に応札されましたのは2社ということになっております。

次に、入札の手続ということなんでございますけれども、工事公告につきましては7月17日に行っております。開札につきましては8月29日に行ったところでございます。同日に、ホームページに入札結果につきましては公告をいたしたところでございます。

以上、簡単ですが、議案第69号の説明とさせていただきます。

どうぞ、ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、補正前の額99億4,100万円に1,830万円を追加させていただきます、歳入歳出それぞれ99億5,930万円とさせていただきますものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書でご説明を申し上げます。

6ページの第2表、地方債の補正でございます。今回、この地方債で補正をさせていただきますのは、歳出予算にも出てまいりますが、災害復旧事業に伴います地方債の発行ということで、420万円をお願いするものでございます。この災害復旧事業につきましては、交付税算入が95%となっておりまして、後年度これで計算いたしますと399万円余り交付税算入がなされるものでございます。それから、臨時地方道整備事業の関係でございますが、これにつきましては、償還期限の括弧書きでございますが、据置期間、これを補正前の3年から5年以内に改正をさせていただくものでございます。それから、臨時財政対策債の関係でございますが、これにつきましては、今年度、普通交付税とともに額が確定をいたしております。したがって、確定した分まで限度額を引き上げるということで、1,250万円増額をさせていただくものでございます。これにつきましては、100%交付税算入の起債でございます。合計では、10億8,970万円から1,670万円増額の11億640万円とさせていただくものでございます。

それでは、少しまたページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入3ページでございます。

主要な一般財源について、少し説明をさせていただきます。

まずは地方交付税でございますが、一つは普通交付税が確定をいたしまして、今年度の交付額は40億2,273万2,000円となったところでございます。前年度の交付額が40億3,613万7,000円でありましたことから、約1,400万円余りの減額の決定ということでございます。なお、当初予算には39億8,900万円の計上でございますので、その確定数値との差額について、今回計上させていただいております。

なお、また特別交付税の関係でございますが、これも当初予算に過大見積もりと申しますか、想定いたしておりました交付額をかなり下回るという想定でございます。これは、18年度の決算額を見てもそのような状況になっておるところでございます。今回、過大見積もりにならないように、1億3,000万円の減額をお願いするものでございます。現時点では、5億5,000万円を見込むということでございます。あわせて、今回の補正での地方交付税は、9,626万8,000円の減額でございます。

少しページを飛びますが、8ページでございます。

そのほか、一般財源の関係でございますが、収支のバランスを図るために、やむを得ず財政調整基金、これを2,083万2,000円取り崩しをお願いいたしますのと、前年度の

繰越金が9,770万7,000円ということでございまして、当初予算の計上額との差額4,774万7,000円を今回計上させていただいたところでございます。

それでは、11ページの歳出について、少し説明を申し上げたいと存じます。

各費目の人件費がそれぞれ出てくるわけでございますが、これは4月1日の人事異動等に伴うものでございまして、この予算書の40ページでございますが給与費の明細書これに補正前との比較をいたしておりますので、また後ほどご確認をいただきまして人件費についての説明は省略させていただきます。

14ページでございます。

総務管理費の自治振興補助金事業の関係でございますが、789万9,000円の補正をお願いいたしております。16地区の22事業について計上させていただいたものでございます。少し内訳を申し上げますと、集会所の備品関係、印刷機でございますとか、冷暖房施設、こういったものが11件、それから集会所の屋根等の改修が5件、遊具の設置が3件、グラウンド等の整備が3件ということで合わせまして22事業についての補助金を計上させていただいたところでございます。

それから、15ページ、下段の賦課徴収費の固定資産宅地評価見直事業の関係でございますが、今回650万8,000円の追加をお願いいたしております。平成21年度の評価替えに向けての準備作業ということで、164地点におけます標準宅地の鑑定評価業務をこれを委託するものでございます。

それから、少し飛びますが、ページをめくっていただきまして、20ページの社会福祉費、京都府後期高齢者医療広域連合事務事業ということで、517万円の追加をお願いいたしております。平成20年4月から、現行の老人保健制度、これが後期高齢者医療制度へ移行するわけでございますが、本庁に加えまして支所におきましても円滑な制度運用を図るため、システムの構築についてを主なものといたしまして、今回補正をお願いいたすものでございます。

それから、次に、23ページの下段、診療諸費の関係でございます。

委託料で、157万5,000円の経営診断業務委託料というのを追加させていただいております。本町におきます医療事業4施設の経営診断業務を行うということで、分析項目といたしましては外部環境の分析、制度動向の調査、マーケット調査、競合調査こういったものを行いますとともに、内部環境の分析といたしましては単価の分析、稼働率の分析、患者の分析、あるいは財務の分析、収益の分析こういったものについて経営診断業務を委託しようとするものでございます。

それから、24ページの農業費、25ページの農業振興費の負担金・補助及び交付金の関係を少しご説明申し上げたいと思います。当初予算に計上させていただいた事業から、今回の補正を計上させていただくまでの間に、京都府の事業名の変更でございますとか、あるいはまた内部調整の結果補助率が有利な事業に振りかえたということがございまして、少しこの負担金・補助及び交付金の欄に△が立ち、同じような額が新たに追加しているという状況がございますので、少し説明申し上げます。戦略的豆産地条件整備事業補助金というのが140万8,000円の減額ということでございますが、これにつきましては下段に京の黒大豆・小豆等産地づくり事業補助金というのがございます。こちらへの振りかえでございます。加えまして、50数万円当たり増額になっておりますのは、さらに中台の農家組合に対しましての小豆の脱粒機、これの補助事業を加算したということでの増額になっております。

それから、京の稲作担い手研究支援事業補助金、これも666万8,000円の減額となっておりますわけですが、その下の下段に、農業農村活性化経営体づくり事業補助金ということで649万4,000円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、上段が、府の補助金が3分の1ということであったわけですが、10分の4の補助金の有利な事業に振りかえるということで計上替えをさせていただくものでございます。なお、数字の差異については、一定精査をさせていただいた後ということでご理解を賜りたいと思います。

それから、地域農業担い手支援施設整備事業補助金446万円につきましては、猪鼻における支援施設の整備補助金を追加させていただくものでございます。

それから、その下の畜産業費の関係でございますが、これも26ページ、ページをめくっていただきますと、備品購入費の828万円を減額して、負担金に1,168万円というふうに振りかえをいたしております。当初は、町備品ということで、自走式マニアスプレッド、あるいはダンプベッセル等の購入を計上させていただいておりましたが、事業主体の変更ということで、補助金に計上替えをさせていただいたものでございます。

農地費の南丹地区農用地総合整備事業1,055万2,000円でございますが、これにつきましては、換地に伴う経費を主なものとして、今回追加をさせていただいたものでございます。

次に、30ページでございます。

土木管理費の関係でございますが、道路新設改良費ということで、今回、土地の購入あるいは物件補償費775万5,000円の追加をお願いいたしております。

31ページ上段のダム関連対策事業の関係でございますが、今回2,075万6,000

円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、公有財産購入費の土地購入費ということで、1,885万8,000円を計上させていただいております。京都府の土地開発公社から、ダム関連のつけかえ町道でございます町道235号線用地の取得を行うものでございます。この公有財産購入につきましては、当初予算に2,612万円計上いたしております。今回の追加分を合わせまして、4,497万8,000円で買い戻しを行うということでございます。

それから、次に、32ページの消防費の防災費の防災事業100万円ということで、備品購入費に防災備蓄備品100万円を追加計上させていただいております。現在、本町の関係で言いますと、例えば地震の関係では、西山断層系の地震、これが示されております避難者の予想数が5,000人というふうに言われておるところでございます。したがって、本町といたしましても、そういった災害のための備蓄備品を5年計画で進めようと計画をするものでございます。今回の100万円については、食料、飲料水、衣料品、医療、簡易トイレ、あるいはミルク、オムツ、こういったものを計画的に備蓄していくということにいたしております。

それから、教育費の関係でございますが、現状の推移から、学校あるいは社会教育施設について、所要の調整を図らせていただいたものでございます。

少し飛びますが、38ページの災害復旧の関係でございますが、農地農業用施設災害復旧費ということで、今回800万円を計上させていただいております。これにつきましては、7月12日の豪雨による災害ということで、この農業施設については蒲生地区の井根1カ所の災害復旧に係る部分でございます。

それから、39ページの土木の関係につきましては、河川が1カ所、道路が2カ所ということに伴います災害復旧事業費を計上させていただいたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第70号 一般会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、10時45分からといたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時52分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、私からは、議案第71号 平成19年度京丹波町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、事業勘定分について補足説明を申し上げます。

繰り返しになりますけれども、補正予算（第1号）、事業勘定分は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994万1,000円を追加し、総額を17億4,957万2,000円とすることを願います。

概要といたしましては、主には18年度実績に係る療養給付費等負担金や、老人保健拠出金、介護納付金、退職者医療交付金等の精算を行うためのものとなります。

それでは細部につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず5枚めくっていただきまして、事項別明細書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

まず歳出でございますが、款1の総務費の一般管理費でございますが、これは国保会計で見られます保健師1名分の人事異動に係る人件費の増額、また嘱託職員の賃金等の減額でございます。この嘱託職員の賃金の減額につきましては、レセプト点検に係るものですが、レセプト点検は国保だけでなく老健部分も一緒に行っておりますことからその老健部分につきまして一般会計に組み替えるというものでございます。差し引き26万2,000円の増額でございます。

次に、款3の老人保健拠出金ですが、これは本年度の老人保健拠出金の医療費分が2億8,661万8,000円と確定したことによる323万円の増額でございます。

5ページの款4の介護納付金につきましても、同じく本年度分の確定に係るものですが、こちらの方は1,180万8,000円の減額となっております。

款6、保険事業費につきましては、健康管理センターの施設管理費の見直しに係るものとなります。

款9、諸支出金につきましては退職者医療交付金を支払基金から交付を受けるものですが、これの平成18年度分の超過交付分がございまして、本年度におきまして償還金として返還するというので予算措置をするものでございます。

次に、以上の歳出に見合う歳入部分でございますが、1枚戻っていただきまして3ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入でございます。

まず、款3、国庫支出金といたしまして、療養給付費等負担金の過年度分の追加交付分として763万円を措置しております。これも、18年度の実績に基づく追加交付分でございます。

款8の繰入金につきましては運営基金からの繰り入れでございまして、現時点におきます

財源不足を補うものでございます。1,320万円を繰り入れて、収支バランスを図るというものでございます。

款9の繰越金でございますが、18年度決算に係る繰越金が確定いたしましたため、当初予算との差を減額させていただくものでございます。

款10、諸収入につきましては、健康管理センターの維持管理経費に係る、社協さんが入っていただいておりますので、その負担分を計上させていただいたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きます。私の方から、和知診療所勘定及び歯科診療所勘定の補正予算の説明をさせていただきます。

最初に、和知診療所勘定ですけれども、補正前の額3億6,170万円に、歳入歳出それぞれ614万7,000円を減額し、補正後の額3億5,555万3,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では繰越金の増額と一般会計繰入金の減額で整理をさせていただいております。

歳出につきましては、看護師1名退職の不補充のため、人件費の精査をさせていただきました。

事項別明細書の4ページです。

一般管理費では、人件費のほかに手数料の増額、看護師詰所へのLAN工事の増額、国・府支出金返還金6万5,000円の増額をお願いしております。これは16年度の国庫補助金におきます消費税仕入控除税額に係る補助金の返還金となっております。

次に、医業費では感染対策の内視鏡洗浄機リース料を、新たに27万3,000円増額をお願いするものでございます。

次に、仕切りの紙を挟みまして歯科診療所勘定をお開きいただきたいと思います。

補正前の額7,113万円から、歳入歳出97万2,000円を減額し、補正後の額を7,015万8,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では繰越金の増額と一般会計繰入金の減額で調整をさせていただいております。

歳出につきましては、医師の交代によります人件費の精査で、97万2,000円の減額となっております。

以上、簡単ですけれども、施設勘定に係ります補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、続きまして、議案第72号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、補足説明申し上げます。

補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,080万8,000円を追加し、総額を21億1,294万8,000円とすることをお願いするものでございます。

内容につきましては、前年度の老人医療費の確定による精算分が主なものでございます。

細部につきましては、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。最終のページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳出でございますが、款2の諸支出金の償還金1,080万8,000円は、国・府への返還金でございます。18年度の医療費の確定によりまして、概算交付を受けておりました国庫負担金が713万6,763円、府の負担金が367万1,075円ということで、計1,080万7,838円の返還になるものでございます。

歳入につきましては、戻っていただきまして3ページでございます。

款1の支払基金交付金の過年度医療費交付金1,208万8,000円につきましては、各保険者が拠出しております支払基金からの18年度分の追加分でございます。

また、款4の繰入金、一般会計繰入金728万円の減額につきましては、次の款5の前年度繰越金の確定分として451万円の増額分と、款6の諸収入、第三者納付金、これは交通事故による第三者行為の賠償金の受け入れでございますけれども、148万9,000円、これを加えまして最終収支バランスを図ったというものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第73号につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、主な概要をご説明させていただきます、提案とさせていただきます。

歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ4,028万円を追加し、15億1,263万4,000円とするものでございます。

以下省略をさせていただき、事項別明細書の3ページをよろしく願いをいたします。

歳入、款4、支払基金交付金、目1、介護給付費交付金を661万2,000円追加するもので、内容は平成18年度介護給付費交付金、精算交付分となっております。

4ページをお願いいたします。款8、繰越金につきましては、前年度繰越金3,157万5,000円を追加するもので、前年度繰越金を全額計上しております。前年度繰越金の充当につきましては、基本的には保険給付費と償還金ということになりますが、平成19年度の所要見込みを12月に行いますことから、保険給付費充当分につきましては基金積立金として整備をしております。

6ページをお願いいたします。歳出、款4、地域支援事業、目2、一般高齢者施策事業費を220万3,000円追加するもので、内容につきましては、認知症予防支援事業をミニデイサービス事業の中で実施するなど、事業再編することで66万3,000円を減額し、運動機能向上事業の嘱託職員賃金につきまして、一般会計の保健衛生費と分けて計上していたものを地域支援事業に一括計上したものでございます。

なお、ミニデイサービス事業委託料の81万1,000円の追加につきましては、実施回数増に伴う送迎回数の増加等により、シルバー人材委託料を追加するものでございます。

款5、基金積立金の1,962万4,000円の追加につきましては、先ほどご説明させていただいたところであります。

款7、諸支出金、目2、償還金の1,845万8,000円の追加につきましては、過年度交付金等返還金となっております。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますように、よろしく願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） それでは、議案第74号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

補正前の額が17億1,970万円、補正増額で922万6,000円、補正後の額が17億2,892万6,000円であります。

補正の主な内容でございますけれども、歳入で補正をお願いしたい主なものにつきましては、分担金及び負担金が1,025万円の増額、これは主に府道改良工事に伴います水道管移設工事の負担金でございます。京丹波三和線等2カ所分を計上いたしております。

使用料でございますけれども68万3,000円、これは過年度分の精査によるものでございます。

それから、国庫補助金でございますが621万1,000円の減額、これは和知統合簡易

水道整備事業に係ります国庫補助額の割り当てが減額になりましたためでございます。

利息につきましては、基金利息の精査により、32万2,000円の増額になっております。

他会計繰入金につきましては、地方債の元利償還金の精査によりまして、増額分の2分の1相当として、11万1,000円の増額といたしております。

次に、基金繰入金でございますけれども、維持管理費200万円、施設整備が830万円の増加分に充てるために、1,034万3,000円の増額といたしております。

繰越金につきましては、精査によりまして、112万8,000円の増額といたしております。

地方債につきましては、和知簡易水道の整備事業に係ります国庫補助金の割り当てが減額など、事業費の減によりまして740万円の減額となりました。

歳入の補正につきましては、総額、増額で922万6,000円でございます。

次に、歳出で補正をお願いしたい主なものでございますけれども、水道管理費では水道施設の維持管理作業の賃金につきまして、個人雇いからシルバー人材センターへ委託をいたしましたということで、251万6,000円の減額といたしております。

それから、委託料につきましては、京都縦貫道の和知インターの現道取り付け部におきます水道管移設に係る測量設計費が150万円を追加いたしたいと考えております。

それから、工事費につきましては、府道及び国道の水道管の移設工事費1,320万円を計上いたしたく考えております。

それから、水道管理費では、1,431万5,000円の増額といたしております。

それから、水道施設費でございますけれども、委託料でダムの水利権の申請資料作成委託業務ということで330万円計上いたしましたのと、丹波瑞穂統合簡易水道事業の再評価に係ります資料の作成業務に500万円を計上いたしまして、830万円の増額といたしております。

簡易水道の施設費でございますけれども、委託料で、和知統合簡易水道の設計業務委託、これを1,170万円、それからJR山陰本線のJR清水踏切でございますけれども、JRの部分の工事委託料の後期分といたしまして931万4,000円の増額をお願いしたいというふうに考えております。

工事費につきましては、和知簡易水道の国庫補助金の割り当てが減額になりまして、事業費の調整を行いまして3,465万円の減額になっております。また、北部の浄水場等の用地購入費144万円を減額にいたしております。差し引きいたしまして531万1,000

円の減額ということになりまして、合計1,361万1,000円の減額といたしております。

公債費につきましては、精査により22万2,000円の増額になっております。なお、地方債につきましては、簡易水道債の限度額を3億1,550万円、それから過疎対策事業債の限度額を3億1,540万円に補正することといたしております。

以上、簡単でございますけれども、歳入歳出補正それぞれ922万6,000円の増額として、総額17億2,892万6,000円にいたします補正につきましてご審議の上ご承認をいただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、議案第75号の下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

補正前の額が9億9,000万円、補正額が増額で36万1,000円、補正後の額が9億9,036万1,000円であります。

歳入につきましては、繰入金が増額の55万2,000円、内訳につきましては農業集落排水事業分が29万7,000円、特定環境保全公共下水道事業分が13万6,000円、それから浄化槽市町村整備推進事業分が19万1,000円でございます。

繰越金が前年度繰越金の精査によりまして、減額の20万9,000円であります。

以上により歳入の合計は、増額の36万1,000円といたしております。

次に歳出でございますけれども、総務費の一般管理費の人件費は、これは人事異動に伴います精査によるものでございまして、36万1,000円の増額といたしております。

以下、下水道費の施設整備の補正はございません。

なお、地方債につきましては下水道事業債の限度額を2,100万円に、それから過疎対策事業債の限度額を2,090万円に補正することといたしております。

以上、簡単でございますけれども、歳入歳出それぞれ増額36万1,000円といたしまして、総額9,036万1,000円にいたしたくご審議の上ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、概要を説明させていただきます。

今回お願いいたします予算につきましては既定の歳入歳出それぞれの額から395万7,000円を減額し、合計額を1億319万6,000円と定めることをお願いするものでご

ございます。

最初に、3ページの第2表、地方債の補正をお開きいただきたいと思います。

過疎対策事業債の限度額を30万円追加し、補正後の限度額を930万円としてお願いいたしております。追加限度額の説明につきましては、後ほど事項別明細書の中で説明させていただきますと存じます。

今回の補正の内訳の主だったものとしたしまして、正職員1名の途中退職に伴います人件費を減じ臨時職員による対応といたしたため賃金を増額したほか、自家用バス管理事業におきまして、管理台数3台のうち1台を教育委員会管理としたことによる経費を減じたものを主だった項目として、減額予算をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入予算から概要を説明させていただきます。

予算に関する説明資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

2款、府支出金、1節、交通対策費府補助金でお願いいたしておりますバス購入に係る補助金であります。平成19年度において補助基本額の見直しが行われ基準額が低くなったことに伴いまして、今回購入の車両補助金が29万5,000円減額となりました。

次に、4款、繰入金につきましては、人件費の減額を主なものとしたしまして、434万円減額となっております。

5款の繰越金につきましては、18年度決算による残高が生じたので、総額37万2,179円に見合う額を追加補正させていただきました。

7款、町債でございますが、バス購入に係る府補助金が少なくなったことによりまして、差額を過疎債にて充当すべく、30万円の追加を行っております。

次に、ページを進めていただきまして、4ページからの歳出予算でございますが、人件費や賃金を主だったものとして、先に説明をさせていただいておりますとおりでございますので、説明は省略させていただきますと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議を賜りましてお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） それでは失礼させていただきます。私の方から、議案第77号 平成19年度京丹波町松山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

松山財産区におきましては、歳入歳出それぞれ3,774万3,000円を追加し、歳入

歳出それぞれ1億6,064万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細の歳入の3ページでございます。一番最後のページでございます。

歳入の財産貸付収入につきましては48万5,000円を縦貫道の工事用の道路の貸付収入として収入を得るものでございます。

また、不動産売払収入の3,376万円の補正につきましては、主に縦貫道に係る土地売払収入3,352万7,000円の追加でございます。当初予算に契約額の7割を計上しておりましたが、一部大朴、和田地内分を全額納入いただきました結果、その残額分の3割分を追加計上させていただくものでございます。

また、繰越金につきましては全額精査により、82万円を追加させていただくものでございます。

また、雑入の267万2,000円の補正につきましては、主に縦貫道に係りますところの立木補償費230万6,000円の追加でございます。これも土地売払収入と同じく残の3割分を計上させていただいたものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして4ページでございますが、歳出につきましては、一般管理費の3,663万8,000円の補正につきましては、主に積立金3,662万4,000円の追加をさせていただくものでございます。

財産管理費の20万円の補正につきましては、林道開設に係る測量設計委託でございますし、諸費の90万5,000円の補正は、主に桧山地域対策補助金といたしまして77万8,000円を集落公民館等の改修等に補助するものでございます。

以上、桧山財産区特別会計補正1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第78号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

三ノ宮財産区におきましては、歳入歳出それぞれ343万円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ903万円とさせていただくものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細の3ページでございますが、これも一番最後のページとなっておりますのでございます。

まず、基金繰入金52万円の減額、また繰越金30万6,000円の追加につきましては、それぞれ精査によりまして、今回補正をお願いするものでございます。

分収林受託事業収入の340万円の補正につきましては、緑資源公団と分収造林契約を締結しております質志地内におきまして、管理道路開設工事に係る緑資源公団からの収入でございます。雑入24万4,000円につきましては、電線下の伐採による収入を得たもので

ございます。

続きましてめくっていただきまして、歳出の4ページでございますが、諸費の340万円の補正につきましては、先ほど申し上げました分収林事業といたしまして、管理道路開設工事を委託計画しておるものでございます。

以上、三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてご可決賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第79号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

今回の補正は、収益的収入及び収益的支出の補正でございまして、既決予定額8億2,889万3,000円に、1,976万9,000円を追加し、補正後の額を8億4,866万2,000円とするものでございます。

説明書で説明を申し上げたいと思います。

収益的収入では、入院収益1,610万4,000円、外来収益366万5,000円を見込んでおります。

主な支出といたしましては、提案説明にもございましたように、看護師の新規採用分3名分、それから事務1名の人事異動によります増員の分で人件費、あわせまして、経営改善の一環といたしまして、医療事務の業務委託料346万9,000円を計上させていただいております。

医療事務の委託につきましては、平成20年度からの本格実施に向けまして、引き継ぎ期間等の委託料として計上させていただいております。

以上、簡単ですけれども、病院事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 藤田会計管理者。

○会計管理者（藤田義幸君） それでは、ただいま認定に付されました認定第1号 平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算から、認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算までの16会計につきまして、その概要につきましてご説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案説明にございましたように、平成18年度、京丹波町となりまして、1年の通年決算となったところでございます。

それでは、認定第1号 平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算について説明をさせ

ていただきます。

まず、1ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額106億9,602万2,966円、歳出総額105億9,549万1,080円、歳入歳出差引額1億53万1,886円、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費越額278万4,000円、実質収支額9,774万7,886円となりました。

それでは、14ページからの事項別明細書によりまして、歳入から款を追いまして主なものをご説明申し上げます。

1款、町税であります。年間の調定額19億2,853万4,668円に対しまして、収入済額が16億6,780万9,794円、1,943万8,887円を不納欠損とし、収入未済額が2億4,128万5,987円となったものでございます。

不納欠損につきましては、今日、この決算資料をお渡ししたところでございますけれども、個人町民税が216件、これは調定件数でございますが、納税義務者数は96人で204万3,871円。固定資産税では、調定件数982件、納税義務者数339人、1,696万1,816円。軽自動車税、80件、76人が対象で43万3,200円を、地方税法に基づきまして、やむを得ず処置させていただいたところでございます。

次に、18ページ、下段、9款、地方特例交付金として3,156万9,000円の交付を受けました。

また、20ページ、上段ですが、10款、地方交付税は、46億5,040万5,000円の決算となったところでございます。

普通交付税におきましては40億3,613万7,000円、また特別交付税は6億1,426万8,000円を受け入れたところであります。

その下、12款、分担金及び負担金では、1億122万406円の決算となりました。

22ページ、2項、負担金では、総額8,788万4,606円でありまして、主なものとしましては、2目、民生費負担金、保育料負担金では、5つの保育所1分園でお預かりをしました347人の保育料で現年分7,580万1,120円、過年度分26万2,200円が主なものとなっております。

27ページ、4目、教育費負担金、2節、社会教育費負担金では、町内3会場で開催しております放課後児童クラブ、約78人が利用しております学童保育所の負担金406万4,000円を受け入れております。

13款、使用料及び手数料、1目、総務使用料では、2節、地域イントラネットシステム使用料として、加入数510件のプロバイダ使用料1,380万4,980円を収納いたし

ているものでございます。

27ページ、2目、農林水産業使用料、2節、農村多元情報施設使用料は加入数1,848件のCATV使用料として、現年、過年分を合わせまして5,998万900円を、3節、農村情報連絡施設情報端末機使用料は加入数2万4,331戸で、現年分、過年分で合計3,846万1,500円を収納いたしております。

28ページ、中ほどでございます。商工使用料では、3目、商工使用料としては質志鍾乳洞公園の使用料が854万370円でございます。

その下、4目、土木使用料・住宅使用料は、管理住宅167戸中、19年3月末で162戸入居の状況がございますが、それらの町営住宅使用料、現年分、過年分、合計5,904万2,230円を収納しております。

収入未済額は、429万円510円ではありますが、その大部分が過年度分で、その徴収に努力をいたしておるところでございます。

少しページを飛ばしていただきまして、36ページ、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、1億4,714万3,773円の受け入れでございます。

昨年度と比較しますと、これは大幅な減少となっておりますけれども、17年度につきましては、23号台風の災害復旧事業最終年として5億1,104万6,000円があったものでございまして、17年度に完了しました関係で国庫負担金は大幅な減少ということになっております。

1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金では、国民健康保険事業保険基盤安定国庫負担金671万6,777円、支援費制度事業国庫負担金3,501万988円、自立支援給付費国庫負担金3,181万4,230円というのが主なものございまして、総額7,948万4,578円の収入でございます。

37ページ、2節、児童福祉費負担金では、保育所運営費国庫負担金広域入所分をはじめとしまして、児童手当関連の国庫負担金など総額4,295万4,655円を収入いたしております。

38ページの下段でございますけれども、3目、土木費国庫負担金では、京都縦貫道関連事業国庫負担金980万1,101円を受け入れております。

40ページ、2款、国庫補助金で、2億8,505万9,000円の収入額でございますが、主なものとしたしましては、3目、土木費国庫補助金、1節、土木費補助金として2億7,118万8,000円で、地方道路整備臨時交付金事業といたしまして、大迫上乙見線、また東又線の町道の改良工事に係る補助金でございまして2億1,544万7,000円を

受けたところでございます。

4 1 ページ、最下段の都市公園費補助金の 1, 5 0 0 万円は、須知公園の補助でございます。須知公園の地区外排水路工事に伴いましての補助金でございます。

4 2 ページ、3 節、住宅費補助金につきましては、昨年度決算と比較しまして、約 9, 4 0 0 万円余り減額となっておりますけれども、家賃対策補助金制度の改正によりまして、公営住宅家賃対策補助金が交付金扱いになったこととなり、和知地区の木の上団地建設工事が昨年度で完了したことによるものでございます。

まちづくり交付金の、4 3 ページ、上から 3 行目ですか、3, 5 2 0 万円につきましては、三ノ宮住宅にかかるものでございます。

4 2 ページの中ほど、国庫委託金は、総額 1, 3 2 7 万 5, 9 4 2 円ではありますが、その主なものとしましては、国民年金事務に関する委託金等社会福祉費の委託金が主なものでございます。

また、4 4 ページ、3 目、農林水産業費国庫委託金は、和知地区の道路情報センター管理委託金としまして 3 8 1 万 8, 5 6 7 円を受け入れまして、5 目の教育費国庫委託金、小学校費委託金としましては、教育方法等改善研究国庫委託金として 3 8 5 万円を受けたところでございます。

次に、その下、1 5 款、府支出金の 1 項、府負担金の主なものとしましては、2 目、民生費府負担金、1 節、社会福祉費負担金では、国民健康保険事業保険基盤安定府負担金として 4, 6 6 9 万 4, 2 2 8 円、支援費制度事業府負担金 1, 7 0 0 万 9 7 9 円、自立支援給付費府負担金 1, 4 3 8 万 7 7 円が主なものでございます。

4 8 ページ、中ほど下でございますが、2 項の府補助金では総額 4 億 6, 8 8 2 万 7, 5 1 3 円でございます。

1 目の、4 9 ページ、下から 3 列目ですか、新町未来づくり交付金 4, 7 9 4 万円といたしますのは、新町行政基本計画策定事業等のために補助を受けたものでございます。ほか 1 0 事業につきまして補助を受けたものでございます。

5 1 ページでございます。これは、2 目の民生費府補助金で、総額としては 1 億 1, 0 6 3 万 3 7 円の受け入れでございますが、社会福祉費補助金では、3 8 名が通所し、町内 3 共同作業所で取り組んでおります共同作業所入所訓練事業補助金として 2, 4 8 6 万 7, 0 2 5 円を、重度心身障害老人健康管理事業補助金として、医療費の 2 分の 1 でございます 8 3 4 万 1, 8 9 4 円を、また重度心身障害者医療助成事業費補助金としまして、同じく医療費の 2 分の 1 である 9 3 1 万 7, 0 0 0 円を主に受けたところでございます。

54ページの最下段、5目、農林水産業府費補助金、1節の農業費補助金では、総額2億5,817万8,606円となっておりますが、中でも57ページの備考欄でございますが、中山間地域直接支払交付金直接支払推進事業補助金として8,358万3,279円を、また地域課題対応型ふるさと推進事業補助金としまして1,671万円を主なものとして受け入れたところでございます。

また、59ページ 林業費補助金では、中段、森林整備地域活動支援交付金といたしまして2,170万4,650円は、森林作業道、境界明示、現況調査などに対しましての補助金を受けたものでございまして、丹波地区・21協定、瑞穂地区・24協定、和知地区・23協定で行ったもので、総面積は2,865.92ヘクタールでございます。

その下、フォレストコミュニティ総合整備事業補助金は、平成13年度より進めております和知地区におけます林道峰線開設工事の補助金でございまして、繰越分を含めて4,068万円を受けており、また森林管理道開設事業補助金ということで3,025万4,000円を受けたところでございます。

66ページ、16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入は、6,611万4,259円ですが、ゴルフ場用地貸付収入が主なものでございます。

68ページ、2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入では、1節、土地売却収入といたしまして、曾根の森林公園の売却が主なものでございまして、1億7,484万4,644円の収入がございました。

70ページでございますが、18款繰入金としましては、4,742万8,658円の決算額ですが、72ページ、2項、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金4,395万1,000円が主なものでございます。

77ページ中段ですが、20款、諸収入、5項、雑入、7目、雑入では、収入済額が1億1,663万1,324円ですが、ページを少しめくっていただきまして、81ページ中ほどの製造加工品等売上収入といたしますのは、丹波・食彩の工房の商品の売り上げで、現年滞納分と合わせまして4,671万7,534円となっておりますところでございます。

88ページ、21款、町債は、総額13億8,130万円であります。林道開設、農業基盤、畜産振興、府営中山間総合整備事業、町道改良整備、農道改良整備、都市公園整備、防災情報システム整備、災害復旧事業等々我が町の基幹産業を進めるために借入れをしたものでございます。

以上、94ページ、最下段でございますが、歳入予算額108億8,157万5,000円、調定額109億6,865万888円、収入済額106億9,602万2,966円、

不納欠損額 1, 943万8, 887円、収入未済額 2億5, 318万9, 035円となりました。

対前年度と比較をしてみますと、22億9, 182万5, 698円の減額というふうになったところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、23号台風の災害復旧工事が完了した、また、それによります国・府補助金の減額、17年度には合併前の旧町におきまして打ち切り決算に対応すべく、財政調整基金、減債基金からの繰入金が多かったことが、昨年から比べまして減額をしておるといふものであるというふうに考えます。

歳入につきましては、以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 歳入の説明が終わったところでございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時ジャストといたしますので、それから歳出の説明、以下特別会計と行かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤田会計管理者。

○会計管理者（藤田義幸君） 引き続き、よろしく願いいたします。

続きまして、96ページ、歳出でございます。

1款、議会費でございますが、支出済額9, 554万171円でございます。議会運営、議会活動に要しました支出で、議会の一般経費の部分で約7, 400万円、一般職員の人件費2, 100万円が主な内容でございます。

98ページ、2款総務費でございますが、支出額16億6, 171万5, 406円ですが、一般管理費、財産管理費、支所費に係る経費の支出が主なもので、1目、一般管理費といたしましては4億1, 124万8, 851円を支出しております。

特別職、一般職員の人件費として約3億6, 910万円が主なものでございまして、このほか区長会運営に要しました費用として約900万円、行政事務委託料655万円が支出をされております。

106ページ、5目、財産管理費でございますが、支出済額は5億6, 171万9, 433円です。その主なものとしましては、107ページ、下から4行目、使用料及び賃借料で、地上権設定賃借料4, 739万591円とありまして、これはグランベール京都ゴ

ルフ場の賃借料であります。

また、107ページ、最下段、積立金で、109ページ、減債基金積立金3億7,160万3,000円、振興基金積立金1億9万3,000円を積み立てましたのが主なものでございます。

110ページ、7目、支所費でございますが、支出済額は2億9,030万3,245円であります。支所における人件費、庁舎の維持管理が主なものでございます。

総務費としまして、企画費では、山陰本線京都園部間複線電化事業に係るものとして、5,214万3,400円、町総合計画策定事業に係るものとして519万5,810円が、また、114ページ、諸費では昨年指定管理者委託をしましたグリーンランド瑞穂2,500万円が、同じく114ページ、11目、交通対策費からバス事業会計に4,980万円を繰り出しております。

また、120ページから、2目、徴税费では、21年度固定資産税評価替えに向けての宅地評価方法の調整業務といたしまして、1,651万6,500円を支出しております。

次に、132ページ、3款、民生費でございますが、支出済額は16億1,632万13円となりましたが、社会福祉費としまして11億786万2,016円の支出で、社会福祉総務費においては人件費のほか、137ページでございますが、民生児童委員活動補助金981万2,590円を含む民生児童委員活動事業に約1,000万円、そのほか、社協職員事業としまして、社会福祉協議会専任職員等補助金4,205万3,000円、繰出金としまして国民健康保険特別会計事業勘定会計に繰り出しました1億635万841円が主なものでございます。

また、3目、障害者福祉費では3億1,274万4,237円を支出しておりますが、共同作業所入所事業として、139ページ、13節、委託料で上から6行目、1,807万2,623円、及び、141ページ、上から4行目、負担金及び交付金としまして4,473万4,050円を支出しております。また、重度心身障害老人健康管理事業としまして、141ページの中ほど、扶助費で、重度心身障害者老人管理事業給付費2,995万2,875円を主なものとして、約3,000万円を支出しております。

また、心身障害者医療事業としまして、その下、医療給付費3,606万5,709円を支出しております。

また、障害者自立支援事業としまして、扶助費から給付費1億2,780万8,749円を支出しております。

4目、老人福祉費としまして、4億5,312万8,299円を支出しておりますが、老

人医療事業の面で、145ページ、中ほどでございますが、扶助費としまして、老人医療給付費2,995万8,449円を主に、約3,200万円を支出しております。

また、老人保健事務事業では、老人保健特別会計に繰出金としまして1億6,836万9,000円を繰り出してしております。また、介護保険特別会計に1億9,679万6,158円を繰り出してしております。

その他、高齢者支援といたしまして、シルバー人材センター運営補助金としまして900万円を支出しております。

またページを戻っていただきまして、143ページ、外出支援事業委託料887万3,100円、食の自立支援事業委託金951万9,100円、生きがい活動支援事業委託料635万3,100円を支出しております。

146ページ、2項、児童福祉費では、次世代育成支援計画に基づきまして、母子保健福祉や子育て支援の推進に5億845万7,997円を支出しております。

主なものといたしましては、1目、児童福祉総務費、報償費でございますが、これはすこやか祝い金、出産祝い金でございますが、93人に対して970万円を給付いたしましたところでございます。

また、扶助費といたしまして、京都府補助対象分の3歳未満の乳幼児医療に688人の受給があり929万7,782円を町単独事業として行っております。3歳から中学生までのすこやか子育て医療費に、1,782人で3,505万4,681円を支出したところでございます。

また、児童手当でございますが、延べ1万6,359人に対します手当といたしまして、9,962万円を執行しております。

146ページ、下段、3目、保育所費でございます。本年3月に、梅田・質美保育所がその長い歴史を閉じたところでありますが、お預かりします347人の5保育園、1分園の運営、管理として3億3,198万1,688円を支出したところでございます。

154ページからの4款、衛生費でございます。

159ページをめぐっていただき、委託料でございますが、成人病検診、乳幼児健診委託料として4,467万2,057円を支出したところでございます。また、ポリオ、BCG等予防接種に1,589万168円を執行したところでございます。

161ページ、4目、環境衛生費、19節、負担金・補助及び交付金でございますが、合併浄化槽設置補助金といたしまして、5人槽25基、7人槽12基分で1,351万8,000円を、また、その下、繰出金でございますが、3,715万9,000円を下水道会計

に繰り出しております。

次をめくっていただきまして、163ページ上段でございます。5目、診療所費、負担金・補助及び交付金でございますが、瑞穂病院の会計運営補助といたしまして9,700万円、その下、瑞穂病院起債借入金利子分といたしまして3,192万4,716円を、投資及び出資金といたしまして企業債元金分2,331万7,421円を、繰出金では国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして和知診療所分8,854万4,000円を繰り出したところでございます。

また、165ページ、2項、清掃費、1目、塵芥処理費としまして、船井衛生管理組合にゴミ収集手数料3,938万5,500円、負担金・補助及び交付金といたしまして1億4,609万5,000円、し尿処理費といたしまして1億427万円を分担金として執行したところでございます。

また、3項、上水道費では、簡易水道事業特別会計に2億3,868万4,000円を繰り出したところでございます。

次に、6款、農林水産業費でございますが、13億4,493万1,651円の支出済額となりましたが、主なものといたしまして、少しページをめくっていただきまして、171ページからでございます。負担金・補助及び交付金で、農業公社運営補助金としまして、瑞穂農業公社に1,648万円、丹波ふるさと振興センターに396万5,000円の2,044万5,000円の補助をしたところでございます。なお、瑞穂農業公社には、マスターズハウス管理委託料としまして、171ページの中ほどですが、606万4,000円を支出しております。

次のページ、上から、三ノ宮地域農場づくり協議会に、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン2台、もみコンテナ4台の購入補助といたしまして、1,071万5,000円を助成しております。また、中ほど、中山間地域直接支払事業補助金としまして、集落協定71、個別協定1件としまして、1億1,144万5,441円支出しております。また、水田農業構造改善対策助成事業としまして、特産物作付奨励金ということで約1,354万2,000円のほか、1,571万6,000円を助成しております。

171ページ、下から4行目、京野菜こだわり産地支援事業としまして、京丹波町紫ずきん共同機械利用組合に、乗用防除機1式、収穫調整機1台の購入助成としまして435万5,000円を、富田、妙楽寺においてパイプハウス整備13棟分の補助金として京都農業協同組合に803万2,000円を、合わせて1,238万7,000円を助成したところでございます。

177ページ、中ほど、5目、農地費、工事費のうち、農道安栖里坂原線改良工事の1, 415万1, 900円ですが、中山間ふるさと緊急農道整備事業としまして、延長100メートル、幅員6.5メートルを整備したものでございます。その下、小規模農業基盤整備工事としまして1, 867万4, 250円ですが、和知才原地区、下乙見地区のかんがい排水路工事、小畑池の洪水ばけ、制波ブロック整備等を施工いたしました。

177ページ、下段、負担金・補助及び交付金ですが、緑資源機構が丹波竹野地区ほか実施をしております区画整理なり農業用道路改良に伴う平成21年度までの事業でございますが、その負担金として1億2, 740万円を支出いたしました。また、その下、下から3行目ですが、府営中山間地域総合整備事業としまして、和知地域農業集落道改良工事及び橋りょう工事の負担金として1億7, 853万8, 974円を負担しました。また、1, 115万円を19年度に繰り越しをしたところでございます。

179ページ、23節、繰出金ですが、農業集落排水施設整備事業に1億6, 911万2, 000円を繰り出しております。2目、丹波・食彩の工房運営費でございます。今年度から、指定管理者委託となったため、18年度が最終年度となったところでございますが、7, 147万8, 974円を支出したところでございます。

185ページ、上段、8目、農村情報施設管理費ですが、維持管理委託料としまして、株式会社丹波情報センターに2, 148万3, 462円を支出しております。

186ページから、林業費ですが、ページをめくっていただいて、189ページ、報償費でございます。1, 226万円を有害鳥獣駆除報奨金として京丹波町猟友会に支払っておりますが、下から6行目、委託費として、丹波猟友会に委託金を含め、有害鳥獣事業としまして1, 701万6, 000円を執行しているところでございます。

189ページ、下段、2目、林業振興費、工事請負費の林道開設工事でございますが、フォレストコミュニティ総合整備事業としまして、和知地区で進められております林道峰線の開設工事でございます。平成17年度延長1, 310メートルを開設し、繰り越しました5, 307万5, 000円と、18年度開設分860メートルについての請負代金として3, 673万円を支出しております。

なお、第3工区につきましては、一部、3, 567万7, 000円を19年度に繰り越しをしております。

191ページ、負担金・補助及び交付金でございますが、緑の公共事業補助金としまして、8齢級～12齢級までの人工林におきまして、間伐65ヘクタール、搬出880立米を実施し、京丹波森林組合に1, 539万8, 592円の補助金として支出をしたところでござい

ます。

また、191ページ、下から6行目ですが、森林整備地域活動支援事業補助金としまして、町内68団地に対しまして2,864万6,200円を支出したところでございます。

次に、7款、商工費でございます。195ページ、負担金・補助及び交付金で、各地域の商工会に小規模経営支援事業補助金1,854万2,000円を支出したところでございます。

197ページ、委託料ですが、わち山野草の森維持管理料2,291万3,000円を含み、和知ふるさと振興センターに約2,810万円を、質志鍾乳洞公園協力会に818万6,333円を支出しております。

次の、8款、土木費でございますが、総額12億1,470万3,136円を支出したところでございます。主なものとしたしましては、203ページ、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費、工事請負費では、脇谷線ほか21路線の道路維持修繕工事としまして1,997万1,000円を、カーブミラー、ガードレールの設置等交通安全施設整備としまして、丹波1-7号線ほか6路線について、1,128万5,400円を支出したところでございます。

205ページ、中ほど、3目、道路新設改良費、工事請負費では、17年度から繰り越しをしておりました国庫補助事業の地方道路整備臨時交付金事業、大迫上乙見線改良工事ほか8路線に係る請負代金1億5,638万9,784円、また18年度施工分といたしまして、升谷大迫線ほか16路線の改良工事を行い、3億6,259万5,150円を支出し、合わせて5億1,898万4,934円を支出したところでございます。なお、地方特定道路整備事業大迫上乙見線岡本橋橋りょう工事、町道118号線、町道206号線改良工事につきましては、5,450万円を19年度に繰り越したところでございます。

その下、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金につきましては、上記改良工事に伴います土地等の購入、また電柱移転などに要した経費でございます。

207ページ、3項、河川費、工事請負費では、大倉谷川河川改良工事、銀杏川河川改良工事等4河川につきまして工事を行いまして、3,964万6,950円を支出したところでございます。また、その下、負担金・補助及び交付金につきましては、京都府が施工しております高谷川農業基盤整備事業関連河川改修工事の負担金としまして、938万6,207円を支出しております。

209ページ、中ほど、4項、都市計画費、2目都市公園費、工事請負費でございますが、須知公園整備及び地区内排水路工事請負代金として、4,174万5,900円を支出して

おります。

その下、5項、下水道費では、下水道事業特別会計に2億3,248万9,000円を繰り出しております。

6項、住宅費でございますが、住宅管理費では、町営住宅管理戸数167戸に係る維持管理経費でございますが、211ページ上から3行目でございますが、修繕費としまして691万3,804円を支出しております。

2項の住宅建設費でございますが、211ページ、下から3行目ですが、まちづくり交付金事業で進めております三ノ宮団地における公営住宅2戸1棟、4戸の建築に7,507万5,000円、また団地内防火水槽設置工事や農村公園トイレ改修工事等964万953円、合わせて8,471万5,953円を支出しております。

212ページから、9款、消防費でございますが、総額3億5,341万7,553円の決算となりました。主な支出といたしましては、1項、消防費、1目、常備消防費、負担金・補助及び交付金では、京都中部広域消防組合負担金に2億3,126万9,000円を負担し、2目、非常備消防費といたしまして、消防団活動運営事業として約7,125万円を、消防施設整備維持管理に、215ページ、中ほどでございますが、負担金及び交付金、消防施設及び消防機械器具購入費224万7,000円を含みます約1,083万円を支出したところでございます。また、下段、3目、消防施設費、工事請負費でございますが、水戸防災センター屋根の防水工事等3カ所につきまして修繕工事を行ったものでございます。216ページ、4目、負担金・補助及び交付金ですが、京都府が事業主体の京都府衛星通信系防災情報システム整備、最終年度となりましたが、負担金として1,965万6,000円を負担したところでございます。

10款、教育費でございます。教育委員会の運営や、1幼稚園、8小学校、3中学校、それぞれの学校、幼稚園の運営管理、教育振興や社会教育、社会体育、文化財保護等に要しました経費といたしまして、総額7億3,030万2,288円を執行いたしました。

主なものといたしましては、221ページ、1項、教育総務費、2目、事務局費、委託料でございますが、町内小・中学校校舎の耐震診断を実施いたしまして、その調査業務に1,260万円を要したところでございます。

また、少しページをめくっていただきまして、233ページ、下ほど、3項、中学校費、学校管理費、工事請負費でございますが、平成17年度からの繰越工事をしておりました和知中学校のグラウンド改修工事が完了いたしまして、1,627万5,000円を支出したところでございます。

また、237ページ、教育振興費、負担金・補助及び交付金で、バス通学をする生徒に対しまして、定期代としまして通学バス補助金2,011万6,780円を支出しております。中学校の補助対象204名でございます。また小学校におきましては、949万5,895円が支出されております。小学生313人に対して補助をしております。

少しページをめくっていただきまして、254ページ、下段から、11款、災害復旧費でございますが、18年度におきましては、18年7月19日の梅雨による集中豪雨によるものでございまして、農林水産施設災害復旧費、農地農業施設災害復旧事業費では、工事請負費としまして国庫補助事業分で、瑞穂地域で頭首工2カ所、和知地域で農地1カ所、水路1カ所、丹波地域で農道1カ所の工事を施工しまして、1,274万7,000円を支出したところでございます。また、下山蔵地区におきまして、緑地施設整備工事としまして排水路等の工事を施工しまして、1,254万5,400円を支出したところでございます。

また、2項の林業施設災害復旧事業費では、工事請負費としまして1,324万5,000円を支出したところでございますが、和知地域におきまして、林道仏主線、林道三峠線2カ所におきまして、土砂の崩落による災害復旧工事を行ったものでございます。

なお、林道仏主線災害復旧工事につきましては、一部を19年度に繰り越したところでございます。

2項の公共土木災害復旧費でございますけれども、259ページ、中ほど上ですが、工事請負費としまして、国庫補助工事で、町道118号線災害復旧1カ所、市森川ほか河川災害工事2カ所を復旧し、1,168万5,500円を支出したところでございます。

その下、12款、公債費で、24億834万7,683円の決算額となったところございます。17年度と比較しまして、3億5,952万9,000円が増加したところございますけれども、このことは、元利償還計画に基づきまして一定償還額が増加したことや、実質公債比率抑制に向けた繰上償還3億円を行ったことが大きな要因でございました。

258ページ、下段、14款、予備費におきまして、1,384万2,000円の充当流用をいたしておりますが、昨年7月の落雷によりますCATV施設告知放送端末機の故障等、緊急的に発生したものにつきまして予備費を充用させていただきまして、措置をさせていただきました。

260ページ、一般会計の歳出合計でございますけれども、歳出予算額108億8,157万5,000円、支出済額105億9,549万1,080円、翌年度繰越額1億1,140万9,000円、不用額1億7,467万4,920円となりました。

以上、急ぎましてお聞き苦しい点があったかと思いますが、一般会計歳入歳出決算の説明

とさせていただきます。

続きまして、認定第2号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

まず事業勘定でございますが、263ページ、実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額17億7,936万9,322円、歳出総額17億7,559万6,570円、歳入歳出差引額377万2,752円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額377万2,752円の黒字決算となったところでございます。

それでは、272ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、1款、国民健康保険税でございます。平成18年度の京丹波町の国民健康保険加入世帯は、4,098世帯、7,913人でありましたが、調定額5億4,806万9,087円、収入済額4億3,674万9,420円、不納欠損額1,079万4,526円、収入未済額1億52万5,141円となったところでございます。

不納欠損についてでございますが、時効対象の調定となります平成13年度以前の調査といたしまして、897件、2,370万408円がその対象となったところでございます。

そのほか、国保に関します収入といたしまして、274ページ、3款、国庫支出金5億3,487万3,281円、最下段の4款、療養給付費交付金3億8,304万6,000円、次のページ、5款、府支出金8,241万5,299円、6款、共同事業交付金1億480万1,711円、次の278ページ、8款、繰入金、一般会計繰入金、国保運営基金繰入金、合わせまして1億7,900万6,841円としたところでございます。また、9款、繰越金といたしまして、前年度繰越金5,233万1,543円を収入としたところでございます。

以上、282ページ、最下段でございますが、予算額18億4,228万9,000円、調定額18億9,104万3,726円、収入済額17億7,936万9,322円、不納欠損額1,079万4,526円、収入未済額1億87万9,878円となったところでございます。

平成17年度歳入合計が17億7,785万8,513円で、151万809円の比較しますと増額となったところでございます。

続きまして、284ページからの歳出でございます。

歳出の主なものといたしまして、286ページ、2款、保険給付費に11億3,130万7,851円を、そのうち、療養諸費に10億2,880万5,814円、高額療養費に8,

4 8 1 万 9, 6 3 9 円を支出いたしております。

2 9 0 ページ、最上段、4 項、出産育児諸費、出産育児一時金は、2 7 件数、8 7 0 万円を、5 項、葬祭諸費、葬祭費では、1 5 8 件、7 9 0 万円を給付いたしたところでございます。

そのほか、3 款、老人保健拠出金といたしまして3 億 4 3 7 万 9, 6 6 2 円を、その内訳といたしまして、老人保健医療費拠出金 2 億 9, 9 7 1 万 4, 3 0 5 円、事務費拠出金 4 6 6 万 5, 3 5 7 円を拠出したところでございます。

その下、4 款、介護納付金といたしまして1 億 3 7 5 万 2 6 1 円を支出したところでございます。

最下段、5 款、共同事業拠出金といたしまして1 億 2, 2 4 7 万 5, 5 3 5 円を、その内訳といたしまして、高額医療費共同事業拠出金 3, 4 8 2 万 5, 6 3 8 円、保険財政共同化安定事業拠出金 8, 7 6 4 万 7, 9 1 0 円を支出いたしました。

2 9 2 ページ、中ほど、6 款、保健事業費でございますけれども、人間ドッグ助成金といたしまして、1 7 0 人、7 4 8 万 1, 0 3 2 円の助成を行ったところでございます。

2 9 4 ページ、7 款、基金積立金でございますが、国民健康保険、財政調整基金に 4, 0 7 3 万 9, 9 5 6 円を積み立てたところでございます。

2 9 6 ページ、9 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、3 目、償還金では、国・府支出金等返還金といたしまして、2, 2 9 8 万 9, 8 3 9 円を返還したところでございます。

2 9 8 ページ、3 項、繰出金では、瑞穂病院事業会計に 1 0 4 万 3, 0 0 0 円を、和知診療所事業勘定に 8 5 7 万 8, 0 0 0 円を、和知歯科診療所事業勘定に 6 5 8 万円をそれぞれ繰り出したところでございます。

以上、これらを主な支出といたしまして、最下段でございますが、歳出合計といたしまして、予算歳出額 1 8 億 4, 2 2 8 万 9, 0 0 0 円、支出済額 1 7 億 7, 5 5 9 万 6, 5 7 0 円、不用額 6, 6 6 9 万 2, 4 3 0 円となりました。

なお、昨年度との比較ですが、1, 5 2 8 万 4, 7 4 3 円の増額となったところでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、3 0 1 ページからの国民健康保険事業特別会計質美診療所勘定歳入歳出決算についてでございます。

3 0 1 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 2, 3 5 2 万 9, 3 3 6

円、歳出総額2, 172万7, 511円、歳入歳出差引額180万1, 825円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額180万1, 825円の黒字決算となったところでございます。

質美診療所の状況でございますが、週3回の開設でございますが、診療実日数は143日、診療延べ患者数は2, 559人、1日平均患者数は17.8人、1日平均診療収入は12万2, 339円、一人当たりの平均診療費は6, 836円となっております。

それでは、306ページの歳入でございます。

1款、診療収入が1, 880万6, 152円、また、次のページ、5款、昨年度繰越金464万279円が主なものでございまして、最下段、歳入合計は、予算額2, 210万円、調定額、収入額ともに2, 352万9, 336円となったところでございます。

昨年度と比較をいたしまして、患者数は減少をしておりますが、診療報酬は約489万円の増額となっております。症状の安定した慢性疾患等におきまして、薬の長期投与ができるようになったことから、1日当たりの診療報酬額も伸びておることが要因かと考えております。

次に、310ページからの歳出についてでございます。

1款、総務費921万1, 198円となっております。週3日診療に伴います医師、看護師、事務員の人件費や、診療所管理運営経費でございます。

2款、医業費では996万6, 313円でございますが、医薬材料費が主なものでございます。

また、3款、基金積立金でございますが、255万円を診療所運営基金積立金として積み立てたところでございます。

以上、これらの支出を主なものといたしまして、312ページ、最下段、歳出予算額2, 210万円、支出済額2, 172万7, 511円、不用額37万2, 489円となりました。

以上、質美診療所勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、315ページからの国民健康保険事業特別会計和知診療所勘定でございます。

315ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3億6, 845万4, 796円、歳出総額3億4, 887万2, 530円、歳入歳出差引額1, 958万2, 266円、実質収支額1, 958万2, 266円となったところでございます。

18年度の和知診療所の状況でございますが、外来といたしましては内科は週5日、外科、整形外科は週1回として運営をいたしてございまして、診療実日数は244日、延べ外来患者数は1万9, 816人、1日平均外来患者数は81.2人、1日平均外来診療収入は78万

6, 848円、1人当たりの平均外来診療費は9, 688円となっております。

また、入院の状況といたしまして、延べ入院患者数は4, 963人、1日平均入院患者数は13. 5人、1日平均入院診療費は13万3, 488円、1人当たりの平均入院費は9, 817円となっております。

320ページ、歳入でございます。

1款、診療収入では、入院収入、外来収入、合計で2億5, 503万3, 693円ございました。

322ページ、3款、府支出金では、診療施設府補助金を受け入れ、4款、繰入金では、一般会計から8, 854万4, 000円を、国保会計事業勘定から857万8, 000円をそれぞれ繰り入れをいたしております。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段でございます歳入合計欄でございますが、歳入予算額3億6, 020万円、調定額3億6, 921万247円、収入済額3億6, 845万4, 796円、収入未済額75万5, 451円となりました。

続きまして、326ページからの歳出でございますが、1款、総務費では、医師、看護婦、技師、事務職員等の人件費、診療所の管理運営経費で2億2, 550万913円を支出しております。

330ページ、2款、医業費としましては、医薬材料費といたしまして9, 613万9, 241円を主なものといたしまして、血液検査等検査業務委託料に432万4, 007円、また、入院に係る給食業務委託料といたしまして1, 130万5, 812円を支出しております。

これらを主な支出といたしまして、332ページ、最下段、歳出予算額3億6, 020万円、支出済額3億4, 887万2, 530円、不用額1, 132万7, 470円となりました。

昨年度との比較でございますが、歳入では、約531万7, 000円増額となったところでございます。歳出では、6, 381万9, 000円の減額となったところでございます。

以上、和知診療所勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、313ページ、国民健康保険事業特別会計和知歯科診療所勘定について説明をさせていただきます。

335ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7, 615万3, 407円、歳出総額7, 161万5, 458円、歳入歳出差引額453万7, 949円、翌年度へ繰り越すべき財源0円で、実質収支額453万7, 949円ございました。

和知歯科診療所の状況でございますが、診療実日数245日、診療延べ患者数8,294人、1日平均患者数33.8人、1日平均診療収入21万7,098円、1人当たり平均診療費6,412円となっております。

次に、340ページからの歳入でございますが、収入の大部分を占めます診療収入は、5,645万750円であります。

3款、繰入金では、一般会計から1,024万9,000円を、国保事業勘定から658万円をそれぞれ繰り入れをしております。

以上、これらの収入を主な収入といたしまして、342ページ、最下段、歳入予算額7,227万7,000円、調定額、収入済額ともに7,615万3,407円となったところでございます。

次に、344ページからの歳出でございますが、1款、総務費では、歯科医師、技術職員、事務職員の人件費、また診療所施設に係ります経費で5,936万6,919円を支出いたしました。

2款、医業費といたしましては、医薬品等のほか、歯科技工委託料としまして629万3,564円の支出が主なもので、1,165万1,453円を支出いたしました。

以上の支出を主なものといたしまして、348ページ、最下段でございます歳出合計でございますが、歳出予算額7,227万7,000円、支出済額7,161万5,458円、不用額は66万1,542円となったところでございます。

続きまして、認定第3号 平成18年度老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

351ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額20億6,662万2,978円、歳出総額20億6,201万1,438円、歳入歳出差引額461万1,540円、翌年度へ繰り越すべき財源0円で、実質収支額は461万1,540円でございます。

平成18年度の京丹波町におきます老人保健医療の対象者は、65歳から74歳までの方が83人、75歳以上の方が3,498人で、合計3,581人が対象となったところでございます。

356ページの歳入事項別明細書でございます。

1款、支払基金交付金でございますが、医療費交付金、審査支払手数料で総額10億7,830万5,761円を、2款、国庫支出金では6億3,671万4,282円を、3款、府支出金では1億6,106万5,453円をそれぞれ受けたところでございます。

358 ページ、繰入金では、一般会計繰入金1億6,836万9,000円を、5款、繰越金といたしまして、前年度繰越金2,207万822円となっております。

これらを主な収入といたしまして、360 ページ、下段、歳入予算額21億4,229万3,000円、調定額、収入済額ともに20億6,662万2,978円となったところでございます。

次のページ、歳出でございますが、1款、医療諸費が老人保健特別会計歳出の大部分でございます。20億3,209万1,338円を支出しております。

2款、諸支出金では、医療費の翌年度清算金として、国・府支出金等で2,992万100円を返還したところでございます。

364 ページ、歳出合計ですが、歳出予算額2億1,429万3,000円、支出済額20億6,201万1,438円、不用額8,028万1,562円となったところでございます。

以上、まことに簡単ですが、老人保健特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号 平成18年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、説明をさせていただきます。

367 ページでございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額15億2,620万3,199円、歳出総額14億9,452万7,409円、歳入歳出差引額3,167万5,790円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円で、実質収支額は3,167万5,790円となりました。

平成18年度の京丹波町の介護保険の現状でございますが、19年3月末で、第1号被保険者は5,556人で、内訳といたしまして、65歳以上75歳までの方が2,528人、75歳以上が3,028人となっております。総人口1万7,570人としまして、31.6%となったところでございます。

また、同じく、要介護認定者数でございますが、2号保険者も含めまして943人となっております。75歳以上の方が全体の88.3%を占めている現状でございます。

また、居宅介護サービス受給者は530人でございまして、認定者の56.2%、施設介護サービス受給者は231人で、認定者の24.5%となったところでございます。

それでは、歳入から説明を申し上げます。

376 ページ、決算事項別明細書でございます。

1款、保険料では、調定額2億7,202万7,300円、収入済額2億6,397万7,800円、不納欠損額181万8,300円、収入未済額623万1,200円となりまし

た。

不納欠損でございますが、平成15年度調定年度分でございますが、死亡、居所不明の事由等、時効を迎えたもの、69人、463件分を不納欠損とさせていただいたところでございます。

376ページ、下段で、3款、国庫支出金は3億7,684万7,765円、次のページ、4款、支払基金交付金4億2,401万3,000円、5款、府支出金2億1,176万882円を受け入れまして、380ページ、中ほど下、7款、繰入金としまして、一般会計から1億9,340万4,042円を繰り入れております。

これらの収入を主なものといたしまして、384ページでございます。歳入合計は、歳入予算額15億2,655万5,000円、調定額15億3,425万2,699円、収入済額15億2,620万3,199円、不納欠損額181万8,300円、収入未済額623万1,200円となりました。

続きまして、歳出でございますが、主なものといたしまして、388ページ、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費として、施設介護サービス費、居宅介護サービス費等12億3,310万492円を、2項、介護予防サービス等諸費といたしまして、介護予防サービス費等4,114万9,711円を、5項、特定入所者介護サービス等費に6,844万6,640円を負担し、保険給付費総額といたしまして13億7,148万8,640円を負担いたしましたところでございます。

少しページをめくっていただきまして、396ページ、基金積立金でございますが、3,400万円を積み立てまして、18年度末基金残高は4,758万7,000円となったところでございます。

以上、これらを主な支出といたしまして、398ページ、最下段、歳出合計ですが、歳出予算額15億2,655万5,000円、支出済額14億9,452万7,409円、不用額3,202万7,591円となりました。

以上、介護保険事業特別会計決算説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険事業特別会計サービス事業特別会計でございますが、平成18年度から新設をしました介護予防地域包括支援センターとしての決算でございます。

401ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額ともに、728万8,616円でございます。

406ページ、歳入でございます。

1款、サービス収入は、居宅支援サービス計画費収入389万6,500円で、委託件数

は、事業者委託分 8 3 6 件、3 7 0 万 5 0 0 円、直営件数 4 6 件、1 9 万 6, 0 0 0 円でございます。

2 款、繰入金といたしまして、3 2 9 万 2, 1 1 6 円を一般会計から繰り入れをしております。

歳入合計といたしまして、歳入予算額 7 5 4 万 2, 0 0 0 円、調定額、収入済額は 7 2 8 万 8, 6 1 6 円でございます。

次のページ、歳出でございます。

2 款、事業費が主なものでございまして、7 2 3 万 5, 4 6 6 円、先ほど歳入で申しました、町内 6 事業者、町外 2 事業者に係る介護予防サービス計画作成委託料 3 7 0 万 5 0 0 円、地域包括支援センターシステム導入業務委託料 2 2 1 万 9 8 5 円が主な支出でございます。

歳出予算額 7 5 4 万 2, 0 0 0 円、支出済額 7 2 8 万 8, 6 1 6 円で、不用額は 2 5 万 3, 3 8 4 円となりました。

以上、介護保険事業特別会計サービス勘定の決算説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、2 時 1 0 分からといたします。1 0 分間、休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤田会計管理者。

○会計管理者（藤田義幸君） 次に、認定第 5 号 平成 1 8 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

4 1 1 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額 1 8 億 3, 4 0 8 万 7, 3 6 4 円、歳出総額 1 8 億 3, 2 9 2 万 9, 1 8 7 円、歳入歳出差引総額 1 1 5 万 8, 1 7 7 円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額 1 万円、実質収支額 1 1 4 万 8, 1 7 7 円となりました。

平成 1 8 年度末での京丹波町の給水件数でございますが、6, 2 1 6 件で、現在給水人口は 1 万 7, 2 0 8 人となったところでございます。

4 1 8 ページから、歳入でございますが、1 款、分担金及び負担金、1 項、分担金、水道事業費分担金の 9, 3 9 3 万 5 0 0 円でございますが、新規加入分担金としまして、通常加入分が 4 6 件、既存分譲住宅地分が 4 3 7 件でございます。その内訳は、丹波地域 1 6 4 件、瑞穂地域 2 7 3 件でございます。

2項、分担金2,131万9,350円は、篠山京丹波線農業基盤整備事業関連道路改良工事に伴う水道管移設工事分担金、笹尾橋上下水道管移設工事分担金等、京都府が事業主体の負担金でございます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料でございます。現年度、過年度分の水道使用料、億9,851万6,384円を収入しております。収入未済額は、4,395万6,810円となっております。

その下、3款、国庫支出金でございますが、現在工事を進めております簡易水道等施設整備国庫補助金としまして、丹波・瑞穂水道事業費分6,876万6,000円、和知簡易水道事業分1億6,917万9,000円合わせまして、2億3,794万5,000円を受けたところでございます。

4款、府支出金、1項、府補助金でございますが、ふるさと水確保対策補助金としまして2,459万2,200円を受けたところでございます。

6款、繰入金は、一般会計から2億3,868万4,000円を繰り入れ、水道事業基金から1,000万円を繰り入れたものでございます。

422ページ、町債の6億5,200万円は、現在進めております丹波・瑞穂地区の水道施設整備工事、また和知地区の簡易水道統合施設整備工事に係ります補助裏といたしまして借り入れたものでございまして、簡易水道事業債3億2,990万円、過疎対策事業債3億2,210万円を借り入れたものでございます。

以上、最下段、歳入予算額18億8,871万6,000円、調定額18億7,836万4,174円、収入済額18億3,408万7,364円、収入未済額は4,427万6,810円となったところでございます。

続きまして、424ページからの歳出でございます。

1款、水道管理費、1項、水道管理費、1目、一般管理費では、人件費、水道施設の維持管理委託料が主なもので、427ページ、中ほど下でございますが、工事請負費といたしまして先ほど歳入のところでも申し上げましたが、京都府が事業主体となっております農道関連道路改良工事に伴う水道管の移設、笹尾橋上下水道管移設工事等に係るものでございます。

なお、平成18年度河川災害復旧工事に伴う下山送水管、畑川水環橋でございますが、移設工事につきましては19年度に繰り越しをしたところでございます。

また、429ページ、25節、積立金としまして、簡易水道事業基金積立金及び下山グリーンハイツ積立金といたしまして、8,854万8,000円を積み立てたところでございます。

429ページ、中ほど下、2款、施設費、1項、水道施設費、委託料では、開発団地内配水管設計業務委託、戸津川地区加圧配水施設測量設計業務委託等に、4,297万1,250円を支出いたしました。

その下、工事請負費でございますが、新田配水池築造工事ほか14件の工事代金でございます。

また、その下、負担金・補助及び交付金では、畑川ダム建設工事負担金といたしまして、4,070万円を京都府に支出したところでございます。

431ページ、上から3列目、2目、簡易水道施設費、委託料でございますが、和知簡易水道実施設計業務委託、JR山陰線清水踏切、和知の小畑地内でございますが、配水管横断測量設計業務委託等4,567万5,000円を支出いたしました。

その下、工事請負費といたしまして、和知地区簡易水道統合事業に係る工事、20件の工事請負費4億4,100万9,450円を支出いたしましたところでございます。

3款、公債費は、長期償還元金また利子を4億7,745万44円を支出いたしましたところでございます。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額は18億8,871万6,000円、支出済額18億3,292万9,187円、翌年度繰越額2,162万円、不用額3,416万6,813円となりました。

以上、水道事業の特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。

433ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億8,329万785円、歳出総額8億8,308万1,248円、歳入歳出差引額20万9,537円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額20万9,537円となりました。

京丹波町の下水事業でございますが、丹波、瑞穂地域の特定環境保全公共下水をはじめ、農業集落排水等23処理区となっておりますが、計画戸数4,529戸、加入件数3,504戸、使用件数3,058戸で、施設使用率は87.3%となったところでございます。

また、合併処理浄化槽につきましては、対象となる基数が1,941基でありまして、18年度末の設置基数は1,127基となりまして、整備率は58.1%という状況でございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。438ページでございます。

1 款、分担金及び負担金、1 項、分担金では、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水事業分、浄化槽市町村整備事業分のそれぞれに接続、また設置をいただいた新規加入の分担金といたしまして2, 1 0 7 万 2, 0 0 0 円を受け入れております。

4 3 8 ページ、2 款、使用料及び手数料、1 目、使用料でございます。それぞれの事業別に分かれておりますが、過年度分と合わせ1 億 8, 4 0 0 万 9, 9 0 0 円を収入し、収入未済額は2, 1 2 7 万 5, 5 1 0 円となったところでございます。

4 4 2 ページ、3 款、国庫支出金、1 目、国庫補助金ですが、特環下水事業国庫補助金といたしまして7 5 0 万円、浄化槽市町村整備推進国庫補助金といたしまして9 4 1 万円を受けているところでございます。

4 款、府支出金、1 目、府補助金では、農業集落排水事業推進交付金といたしまして4, 6 3 6 万 8, 0 0 0 円、瑞穂三ノ宮地区に係ります京都府未来づくり交付金8 7 6 万円、浄化槽市町村整備府補助金2 6 2 万 3, 0 0 0 円の補助を受けたところでございます。

6 款、繰入金といたしまして、一般会計からそれぞれの下水事業に4 億 3, 8 7 6 万円を繰り入れております。

4 4 6 ページ、9 款、町債といたしまして1 億 6, 1 9 0 万円を借り入れたところでございます。

以上を主な収入といたしまして、4 4 8 ページ、歳入合計でございますが、歳入予算8 億 8, 9 1 2 万 6, 0 0 0 円、調定額9 億 4 5 6 万 6, 2 9 5 円、収入済額8 億 8, 3 2 9 万 7 8 5 円、収入未済額2, 1 2 7 万 5, 5 1 0 円となりました。

次に、歳出でございます。

4 5 0 ページからでございますが、主な支出といたしまして、2 款、下水道費、1 項、農業集落排水費、2 項、施設管理費でございます。

4 5 3 ページを開いていただきまして、中ほど下、委託費でございます。施設の維持管理に関する委託費用で、船井衛生管理組合等に5, 3 4 2 万 2, 9 3 5 円を支出いたしました。

2 項、公共下水道費、施設整備費では、4 5 5 ページ、下から7 行目、委託費は、下山浄化センター2 期工事実施設計業務委託料といたしまして6 2 6 万円を、工事請負費は瑞穂処理区の橋爪地区（町田橋）管渠工事といたしまして1, 2 3 4 万 6 5 0 円の工事代金を支出したところでございます。

また、2 目、施設管理費で、4 5 7 ページ、下から7 行目、委託料ですが、施設の維持管理料といたしまして、浄化センターの汚泥脱水等維持管理に係る経費といたしまして、船井衛生管理組合に4, 4 5 9 万 5, 5 9 5 円を支出をいたしました。

3項、浄化槽市町村整備推進施設費、1目、施設整備費では、459ページ、中ほど下、委託料といたしまして、次年度以降設置浄化槽23基分につきまして測量設計業務を支払ったところでございます。

その下、工事請負費では、5人槽14基、7人槽42基、35人槽1基の工事代金として、3,562万6,500円を支出したところでございます。

また、461ページ、2目、委託料としまして、維持管理費といたしまして、船井衛生管理組合等に5,881万6,635円を支出いたしました。

3款、公債費といたしまして、各事業施工に係る借入金につきまして、元利償還金及び利子として3億3,737万3,290円を返還いたしましたところでございます。

以上の支出を主なものといたしまして、歳出合計、462ページ、歳出予算8億8,912万6,000円、支出済額8億8,308万1,248円、不用額604万4,752円となりました。

以上、下水道特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第7号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算につきまして説明を申し上げます。

465ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額1,715万8,542円、歳出総額1,715万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,542円となりました。

470ページ、歳入でございますが、1款、財産収入、2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入の292万8,842円は、京都縦貫道関連事業に係る和知才原地内土地売却収入でございます。

また、2款、繰越金としまして、前年度繰越金1,408万915円を計上したところでございます。

歳入合計、歳入予算現額1,715万6,000円、調定額1,715万8,542円、収入済額1,715万8,542円となったところでございます。

次のページ、歳出でございます。

2款、事業費、公有財産購入費1,700万7,000円は、京都縦貫道関連事業用地について、買い戻しとして土地開発公社への支払いでございます。

以上、下段、歳出合計でございますが、歳出予算額1,715万6,000円、支出済額1,715万6,000円となったところでございます。

以上、土地取得特別会計の決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

475ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,107万4,740円、歳出総額1,105万7,000円、歳入歳出差引額1万7,740円、実質収支額も1万7,740円でございます。

歳入についてでございますが、歳入の主なものいたしましては、5款、諸収入、雑入でございますが、奨学基金精算金といたしまして971万円が入っております。これは、旧瑞穂町の奨学基金を取り崩して、育英基金に一本化したための精算金でございます。

これを主な収入といたしまして、歳入合計欄でございますが、予算額1,107万5,000円、調定額、収入額ともに1,107万4,740円となったところでございます。

歳出でございますが、482ページ、1款、繰出金、育英基金から973万7,000円を繰り出し、2款、育英費につきましては、平成18年度分として、高校生6名、大学生4名の計10名に対しまして、3期分、132万円を給付したところでございます。

歳入合計の欄、予算額1,107万5,000円、支出済額1,105万7,000円で、1,800円の不用額となりました。

以上で、育英資金給付事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第9号 平成18年度町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

平成18年5月1日から、京丹波町町営バスとして運行を開始しまして、丹波事業所4路線、瑞穂事業所3路線、和知事業所4路線としてバス総台数12台で現在運行をしております。

平成18年度のバス乗客数は、延べ人数で3万9,522人ございました。また、町が事務局となっております団体の研修等に利用いただくための自家用バス3台を有しているところでございますが、その利用回数は休日も含めまして、平成18年度には174台(回)ございました。

それでは、485ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、収入総額1億3,496万1,338円、歳出総額1億3,458万9,159円、歳入歳出差引額37万2,179円、実質収支額も37万2,179円となったところでございます。

490ページ、1款、事業収入でございます。運賃収入は、3,124万1,165円で、スクールバス認定路線を受託運行しております受託収入は589万320円で、合わせまし

て3, 713万1, 485円で行いました。

2款、府支出金で行いますが、18年度に2台の中型バス、1台の小型バスを購入させていただいたところですが、その補助金としまして2, 025万円を受けたところで行います。

4款、繰入金で行いますが、4, 980万円を一般会計から繰り入れました。

493ページ、6款、町債で行いますが、過疎対策事業債において2, 680万円の借り受けをしたところで行います。

以上、これらの収入を主なものといたしまして歳入合計で行いますが予算額1億3, 697万円、調定額、収入済額ともに1億3, 496万1, 338円となったところで行います。

494ページ、歳出で行います。

1款の事業費は、人件費なりバス等の維持管理運営経費といたしまして1億2, 884万1, 361円を支出いたしましたが、495ページ、11節、需用費では、バスの燃料費、また車検などで修繕費としたものが主で1, 764万8, 771円を支出いたしております。

また、497ページで行いますが、先ほど歳入でも申し上げましたが18節、備品購入費といたしまして59人乗り中型ワンステップバス2台、34人乗り中型ノンステップバス1台を購入させていただきました費用で、4, 725万円を支出しております。

3款、公債費で行いますが、長期債の償還元金利子といたしまして533万7, 934円を返済したところで行います。

以上、これらの支出を主なものといたしまして、498ページ、歳出合計で行いますが予算額1億3, 697万円、支出済額1億3, 458万9, 159円、不用額238万841円となったところで行います。

以上、町民バス特別会計の説明とさせていただきます。

ここで、財産に関する調書について、若干説明をさせていただきます。

502ページは、公有財産総括で行いますが、土地、建物の増減の状況のみ報告をさせていただきます。

504ページをお開きください。

行政財産におきます、土地及び建物での決算年度中の増減で行います。

まず土地では、警察（消防）施設の行で行いますが、才原、井脇の防火水槽用地2カ所分、138平方メートルで行います。

公園の行で行いますが、減の5万6, 580平方メートルで行いますが、これは曾根

の森林公園用地でございますが、売却のため手続上普通財産のその他の施設に移動をさせまして、売却をしたところでございます。

その他の施設の行でございますが、1,086平方メートルの増となっております。質美保育所用地につきまして、施設廃止につき普通財産その他となりました面積が1,140平方メートルの減でございます。また、統合簡易水道施設用地としまして2,834平方メートルが増となり、608平方メートルにつきまして、水道組合用地を一部用途廃止し、減となりました。これらを差し引きし、その他の施設の増減は、1,086平方メートルとなったところでございます。

次に建物でございますが、三ノ宮団地の公営住宅2棟4戸が完成しましたことから、公営住宅の行で329平方メートルが増となりました。

その下、219平方メートルの減につきましては、質美保育所施設廃止によります、普通財産への移動でございます。

その横、非木造の欄では、その他の施設の行、68平方メートルが増となっております。統合簡易水道施設、塩谷ポンプ室、また配水池の施設でございます。

次のページ、普通財産におきましては、今、説明をいたしました行政財産から普通財産への移動、さらにはそれを売却等いたしましたものを差し引きまして、増の2,125平方メートルとなったところでございます。

また、建物では、木造の行、その他の施設では、219平方メートルは、先ほどから言っておりますが、質美保育所の施設廃止での行政財産の移動でございます。

次に、508ページ、出資金でございますが、下から3行目、財団法人和知ふるさと振興センターへの出資金でございますが、振興センターの決算から3,100万円の出資金としておりましたが、他の団体の出資金も誤って記述をしておりましたことから、今回増減としまして、400万円を減額訂正とさせていただきます。

509ページ、物品でございます。車両船舶はゼロとなっておりますが、町営バス3台を含みます現場用車両等3台、合わせて6台を更新し、また6台を廃車したものでございます。

事務用機械器具類は、電子黒板を1台購入いたしました。

光学器械器具類は、プロジェクター1台を購入いたしました。

計測機器類は、水道のポータブルターミナルでございます。

機械器具類は、バス事業において高速洗浄機を購入いたしました。

軽機械用具類は、冷蔵庫1、エアコン5、ストーブ1でございます。

電気通信器具類は、アンプスピーカー1、パソコン1及び接続機器3でございます。

運動娯楽用品類は、和知中学校の防球ネットでございます。

510ページ、基金でございますが、現金といたしまして、一般会計では、財政調整基金の4,270万6,000円減額、まちづくり推進基金93万2,000円を減額し、減債基金3億7,160万3,000円の増額をはじめ、10基金につきまして増額をいたしました。

決算年度末現在高は22億3,394万6,626円となったところでございます。

また、特別会計では国保財政調整基金3,191万6,044円を減額、また奨学資金971万円を減額し、水道事業基金5,013万9,000円の増額をはじめ、7会計につきまして増額をしたところでございます。

以上から、特別会計における決算年度末現在高は11億2,178万3,047円となりまして、一般会計、特別会計の決算年度末残高は33億5,572万9,673円となったところでございます。

511ページ、平成18年度物品基金運用状況は、26万1,335円を受け入れまして、16万2,750円を支出したところでございます。

以上、財産に関する説明とさせていただきます。

続きまして、認定第10号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

ページが少し飛びますが、531ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます、

歳入総額168万7,745円、歳出総額159万8,901円、歳入差引額、実質収支額ともに8万8,844円の黒字となったところでございます。

536ページ、歳入でございますが、1款、財産収入でございます。収入済額は、51万9,168円となりましたが、主なものといたしましては、1項、財産運用収入、1目、須知地区財産貸付収入といたしまして、須知地区に貸し付けております駐車場用地貸付料13万円、携帯電話通信鉄塔等用地の土地貸付料26万4,000円。

2款、寄附金といたしまして、下刈等、森林管理に関する寄附金といたしまして42万2,000円の他、基金からの繰入金等を主な財源といたしまして、538ページ、歳入合計では予算額171万7,000円、調定額、収入額ともに168万7,745円となりました。

次に、548ページからの歳出でございますが、須知地区では委員さんの報酬等のほか敬老会、区長会等への助成として45万円を、また竹野地区では委員さんの報酬のほか、小学校卒業式記念品助成、また財産管理費といたしまして枝打等森林管理の委託料17万9,0

12円を支出したところでございます。

これらを主な支出といたしまして、542ページ、下段、歳出予算額171万7,000円、支出済額159万8,901円、不用額11万8,099円となったところでございます。

544、545ページの財産に関する調書でございますが、公有財産、土地建物の表中、土地につきまして3万1,848平方メートルの増となっております。これは竹野地区におきまして、山林が畝部表示とされておりました、このことから登記の錯誤が生じておりました、18年度中において正しく表示をしたというところでございます。

最下段、基金でございますが、須知財産区管理運営基金といたしまして40万6,725円を積み立て、竹野財産区においてはマツタケ収入の減収により、35万円を取り崩したところでございます。これによりまして決算年度末現在高は、須知財産区4,454万7,000円、竹野財産区1,702万7,840円で、6,157万4,840円となったところでございます。

以上、須知財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第11号 平成18年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

547ページ、実質収支に関する調書でございますが歳入総額26万1,364円、歳出総額18万9,835円、歳入差引額、実質収支額ともに7万1,529円となりました。

552ページ、歳入では、2款、寄附金21万9,300円、これは当財産区内731戸に一律300円として寄附を集めたものでございますが、これを主な収入といたしまして、最下段、歳入合計は、予算額23万円、調定額、収入済額ともに26万1,364円となったところでございます。

次に、554ページ、歳出でございます。

委員さん、区長さんの報酬、木の谷林道の管理委託料3万7,000円を主な支出といたしまして、最下段歳出予算額23万円、支出済額18万9,835円、不用額4万165円となりました。

556ページ、財産に関する調書でございますが、基金で財政管理調整基金として、決算年度中に2,000円を積み立てたところでございます。

以上、高原財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第12号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。

559ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,956万156円、歳出総額1,833万9,617円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに122万539円となりました。

564ページ、歳入でございますが、1款、財産収入、1項、財産運用収入として、瑞穂ゴルフクラブへの土地貸付収入として1,305万8,000円、財産売却収入といたしまして、農業用道路丹波瑞穂第1工区用地代金として9,903.34平方メートルを処分いたしました。総額1,300万1,625円のうち、910万1,133円は平成17年度で入金し、その残額につきましてのうち、296万5,066円が18年度分として入金をされたところでございます。

また、直営間伐材売払いといたしまして167万8,645円の収入がありまして、これらを主な収入といたしまして、566ページ、最下段、歳入予算額1,955万1,000円、調定額、収入済額ともに1,956万156円となったところでございます。

次に、歳出でございます。

568ページからでございますが、1款、総務費、1目、総務管理費、1項、一般管理費、積立金では、財政調整積立金といたしまして637万4,000円を積み立てております。

571ページ、上段、2目、財産管理費、委託料は、東谷直営林の間伐作業道委託料として300万円、諸費では、団体活動補助金、また山林高度利用補助金として580万8,000円を支出しております。

これらを主な支出といたしまして、572ページ、歳出予算額1,955万1,000円、支出済額1,833万9,617円、不用額121万1,383円となったところでございます。

574ページ、財産に関する調書でございますが、土地及び建物では、建物には増減はございませんが、土地につきまして、京都縦貫道丹波綾部道路に係る処分といたしまして、和田地区、第一種地で588平方メートルの減、大朴地区、第二種地で4万2,724平方メートルを処分したところでございますが、現況面積において面積の調整がございまして、21万6,568平方メートルの面積増と差し引きをし、17万3,844平方メートルの増となったところでございます。

また、管理条例附則9項の土地につきまして、面積の調整を行い、1万8,784平方メートルの増となったところでございます。

576ページ、下段、基金で財政調整基金に637万4,000円を積み立て、決算年度末残高は7,222万8,000円となったところでございます。

以上、桧山財産区特別会計決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第13号 平成18年度梅田財産区特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

577ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,218万2,732円、歳出総額1,057万7,951円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに160万4,781円の黒字決算となりました。

582ページ、歳入でございますが、1款、財産収入、1項、財産運用収入、財産貸付収入でございますが、携帯電話基地等への土地貸付収入として545万746円、2項、財産売払収入として、町道東又線改良工事に伴います土地売払収入236万1,262円、2款、繰入金、基金繰入金といたしまして、財政調整基金から300万円を繰り入れたものが収入の主なものでございます。

584ページ、最下段、収入予算額1,273万4,000円、調定額1,218万4,186円、収入済額1,231万2,732円、収入未済額1,454円となりました。

次に、586ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、2目、財産管理費、委託料でございますが、鎌谷奥地内直営林保育作業といたしまして、100万4,600円を支出いたしました。

また、工事請負費といたしまして、西谷作業道災害復旧改修工事代金といたしまして129万6,000円を支出いたしました。

また、587ページ、最下段ですが町道・国道拡幅等に伴い処分しました土地代金の地元補償分といたしまして、該当区に対し506万5円を支出いたしましたところがございます。

3目、諸費といたしまして、5団体に活動費として103万円を助成したところがございます。

58ページ最下段歳出予算額1,273万4,000円、支出済額1,057万7,951円、不用額215万6,049円となったところがございます。

590ページ、財産に関する調書でございますが、土地につきまして山林第2種地が買収により2,507平方メートル減少し、また立木につきましては259立米増加したところがございます。

また、592ページ基金でございますが、決算年度中に300万円を財政調整基金に繰り入れましたことにより、決算年度末現在高は4,231万1,000円となりました。

以上、梅田財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第14号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算に

つきましてご説明を申し上げます。

593ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額465万9,548円、歳出総額415万2,725円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに50万6,823円の黒字決算となりました。

598ページ、歳入でございますが、1款、1項、財産運用収入、財産貸付収入でございますが、三ノ宮地区8集落への土地貸付収入、マツタケ山入札金で104万3,000円。

2款、繰入金、基金繰入金といたしまして、財政調整基金から300万円を繰り入れ。

これらを主な収入といたしまして、600ページ、最下段、歳入予算額479万2,000円、調定額、収入済額ともに465万9,548円となりました。

次に、602ページから歳出でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、2目、財産管理費、委託料では、三ノ宮区内直営林の境界明示業務委託料に28万円、保井谷地内直営林枯れ松伐採処理業務委託としまして49万1,400円を支出し、また604ページ、中ほど、3目、諸費として、3団体に活動補助として53万円を助成いたしました。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額479万2,000円、支出済額415万2,725円、不用額は63万9,275円となりました。

606ページ、財産に関する調書でございますが、土地、建物には増減がございませんが、607ページ立木の推定蓄積量で第1種地が314立方メートル増加し、年度末決算残高は1万6,854立方メートルとなりました。

また、608ページ基金につきましては、決算年度中に51万7,000円を積み立て、300万円を取り崩しましたので、6,763万7,000円となりました。

以上、三ノ宮財産区特別会計の決算報告とさせていただきます。

つきまして、認定第15号 平成18年度質美財産区特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

609ページ実質収支に関する調書でございます。

歳入総額358万2,201円、歳出総額332万1,018円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに26万1,183円となりました。

614ページ歳入でございますが、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入でございますが、8地区に対しての土地貸付料としまして141万4,200円、タカラバイオ株式会社のほか、3法人への土地貸付料として134万円を主な収入といたしまして、616ページ最下段、歳入合計392万8,000円、調定額、収入済額ともに358万2,201円となりました。

次に、618ページ歳出でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、2目、財産管理費、委託料としまして、直営林の保育作業に80万円、3節、繰出金として、公有林整備事業債繰出金に49万5,598円を支出いたしました。

3目、諸費、負担金・補助及び交付金では貸付林等高度利用補助金といたしまして、法人等に貸し付けております土地使用料の20%を地元区に補助金として支出をしまして、26万8,000円を支出いたしました。

以上、これらを主な支出といたしまして、620ページ最下段歳出予算額392万8,000円、支出済額332万1,018円、不用額60万6,982円となりました。

次のページ財産に関する調書でございますが、土地の方には異動はありませんが、山林の立木の推定蓄積量で第1種地が567立方メートル増えまして、決算年度末残高は2万8,943立方メートルとなったところでございます。

624ページ基金につきましては、決算年度中管理運営基金積み立てを行い、決算年度末残高は2,699万2,000円となりました。

以上、質美財産区特別会計決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第16号最後でございますが、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院決算報告について説明をさせていただきます。

それでは、またページを戻っていただくこととなりますが、513ページの収益的収入及び支出でございます。

はじめに、瑞穂病院の概要でございますが、内科、外科、小児科は週5日、整形外科は週2日、皮膚科は月2回の診療となっております。

患者さんの動向でございますが、外来としましては平成17年度が3万7,242人、平成18年度は3万5,615人で、1,627人の減。

入院では平成17年度が1万5,533人、平成18年度は1万3,742人の減という状況でございました。

このため医業収益としまして、対前年度より約9万2,733円の減となっております。

それでは決算書によりまして説明を申し上げます。

収入でございますが、第1款、病院事業収益は6億9,393万4,545円となりまして、その内訳は、その下第1項、医業収益5億6,252万484円と、第2項、医業外収益1億3,141万4,061円であります。

詳細は、526ページの収益費用明細書をごらんください。

なお、513ページの決算報告は消費税を含んだ金額であります。このページの明細書

の金額には消費税は含まれておりませんのでご了承願をいただきます。

病院事業収益でございますが、医業収益では入院収益1億8,470万9,230円で、一般病床、療養病床延べ1万3,742人の入院収入であります。

次の外来収益は外来患者延べ3万5,615人からの収益であります。

その他医業収益は、個室使用料、文書料、検診料など3,078万6,224円となっております。

医業外収益では、他会計負担金といたしまして一般会計より運営補助金といたしまして9,700万円を、企業債利息分といたしまして3,192万4,716円を受け入れております。

そのほか、患者外給食収益、これは職員負担の給食代等でございますが157万1,364円を、その他医業外収益といたしまして、電気、電話使用料65万3,092円を受け入れております。

以上、これらを主な収入といたしまして収益合計6億9,227万1,452円となったところでございます。

また、もとの513ページをごらんください。

支出の部であります。第1款、病院事業費用は7億5,959万5,481円となりまして、その内訳は、第1項、医業費用7億2,455万730円、第2項、医業外費用3,504万4,751円となっております。

それでは、527ページをごらんください。

病院事業費用であります。医業費では、給与費は、医師・看護師・技師・事務員の給料、手当、嘱託・臨時職員の賃金等で3億6,318万3,610円を支出しました。

材料費は、薬品、診療材料、給食材料などで2億92万1,100円。

次の経費は、病院維持管理経費、事務費などに9,424万8,421円。

そのほか526ページ、減価償却費、医師の研究研修費に6,112万4,002円などを支出し、また527ページに戻っていただいて、医業費用総額、最上段、7億1,947万7,133円となりました。

528ページ、医業外費用では、支払利息及び企業取扱諸費といたしまして、企業債利息に3,192万4,716円、繰延勘定償却1,270万5,906円、総額4,677万3,469円となっております。

以上、費用合計7億6,625万602円となり、収支差引7,397万9,150円のマイナスというふうになりました。

ページを戻していただきまして、514ページ、資本的収入及び支出であります。収入では企業債から200万円を、他会計出資金から2,331万7,421円を、支出では企業債償還金に2,331万7,421円、建設改良費では器械備品としてレントゲン撮影フィルム、眼底カメラなどの購入に415万4,850円を支出いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額111万1,850円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

525ページ、財産関係ですが、病院では企業債として政府資金、京都府、京都銀行、公営企業金融公庫よりそれぞれ借り入れを行っておるところでございます。前年度末残高といたしましては、総計17億4,970万3,702円でありまして、決算年度中にその他の金融機関から100万円を借り入れまして、一方、政府資金、京都府、京都銀行に対しまして、総額2,331万7,421円を償還したことによりまして、決算年度末現在高は17億2,738万6,281円となっております。

また、起債前借であります。前年度末残高0円でありましたが決算年度中において100万円を借り入れ、決算年度末現在高は100万円となったところでございます。

以上、国民健康保険瑞穂病院事業会計決算報告とさせていただきます。

大変お聞き苦しく報告をしたところでございますが、お許しをいただきたいと思っております。

以上、認定第1号から認定第16号の決算の説明とさせていただきます。

お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、代表監査委員に、決算審査意見の報告を求めます。

人見監査委員。

○監査委員（人見 亮君） 平成18年度各会計の歳入歳出決算の審査についてであります。審査の対象、期間、方法、結果等につきましては、提出いたしました文書のとおりであります。

審査意見を述べさせていただきます。

平成18年度は、合併後の京丹波町にとって、初めて通年の行財政が執行された1カ年でありました。京丹波町の方角性を示すとともに、今後の各年度の推移を追っていく上で起点をなすなど、さまざまな意味合いのこもる1カ年であったと思っております。

顧みますと、昨年3月議会には印象深いものがございました。松原町長は当初予算案の提案に先立ち、提案説明の中で「旧町の基本路線を大切に、新町まちづくり計画に基づく施策を推進する。国の方針は地方財政にとって厳しい状況にある。合併に係る優遇措置も長期にわたるものではない。短期間に徹底した行財政改革に取り組み、行政組織のスリム化に

よる財政基盤の安定を図らなければならない」という意味のことを慎重に述べられましたし、自らを含む特別職の給与と賞与の減額、管理職手当の減額という厳しさも示されました。

旧町からの多方面にわたる引き継ぎ事業や、町民の皆さんから寄せられる新たな要望を前にしての予算作成では、査定前の段階で各課からの予算見積りでの歳入総額は歳入見込みと比較して、約15億円もの開きがあったと戸惑いを隠せない告白もされました。

予算編成の困難や紆余曲折は想像するほかありませんが、最終的には普通建設事業をはじめとする総事業の点検、見直し、バス路線の再編に代表されるような合併による急務の事業への対応、団体等への補助金の減額を含む見直しなど、町長の強い意思が込められた予算案の提案でありました。

また、職員の時間外勤務手当の抑制を図っていくと明言されたことと、特別会計を含めて8,000万円超もの時間外勤務手当予算が計上されていることとの間で「さて、町長の強い意思はどのあたりにありや」と首をかしげたのも印象に残っていることの一つであります。

慎重審議がなされました予算委員会における多くの論点の中から、印象的であった2点について、その後の経過をたどってみることにします。

1つ目は、時間外勤務手当について。

町長が提案説明の中で「職員の時間外勤務手当の抑制を図っていく」と明言されたということは、職員さんにとっては銘記すべきテーマのはずであり、各課一丸となって時間外勤務の抑制に取り組んでいかなければならないということであったと思います。

決算審査では、各課担当者に時間外勤務を余儀なくされる状況の説明を求めました。説明のつく状況下にあるのは当たり前のことではありますが「当たり前だからやむを得ない」、「しょうがない」というところにとどまるのではなく、問題点としてしっかり掌握しているというほどのニュアンスは説明からはさほど感じられませんでした。

時間外勤務が発生する状況について自ら説明があり、その状況改善への意欲の吐露があったのは2人の担当者だけであったことを申し添えておきます。

事務が集中する繁忙期、休日、夜間、突発事案等々への対応のため時間外勤務を余儀なくされる状況は、「以前からあった」、「今もある」、「仕方がない」、そういう前例主義の踏襲に甘んじていては改革はおぼつかない。職員さんの執務の実態の苦労も知らない身で勝手に言わせてもらうなら「改革の余地は本当にもうないのですか」ということでもあります。

将来にわたって安定した財政基盤を約束するものは何一つありません。積み上げてきた行政サービスをただただ維持することさえ困難な状況にあるのが地方財政の実態であります。国は、次から次へと制度をいじり、ルールを変えてくることも考えておかなければなりません。

ん。自主財源を増やすのも容易なことではありません。地方は、ますます圧迫されるかもしれません。

それは、町民への負担と不利益になってはね返り、行政は町民に説明をし理解を求めなければならないようになる。そういうときに、行政のバックボーンをなすものがあるとするならば、徹底した行政改革を実現しているということをおいてほかにはないのであります。限りなく時間外勤務手当の抑制に努めることが、行政改革の即効的な第一歩をなすものであると思慮いたします。

8,000万円超の当初予算が6,800万円の決算に抑えられたことは成果であり、私どもはそれ以上あれこれ言及する立場にはないのですが、つついこもる願いが出てしまいました。

2つ目は、団体等への補助金の見直しについて。

団体等への補助金について、減額を含め見直す予算案は白熱した審議となり、中でも旧3町各地域の代表的なイベントである夏祭りへの補助金打ち切りは、大きな論点となりました。

予算案は可決されましたが、その後、このことは新聞でも幾度か報じられました。「転機迎える夏祭り」と題して、資金集めに四苦八苦する主催者の声、あるいは行政への反発の声、逆に「祭りについて真剣に考えるときでは」との前向きな声などを伝えた記事、「一律的な削減措置には残念な思いがした」と批判的に報じたコラム記事。

補助金ゼロの各地域の夏祭りは開催されました。

ことしの2月、松原町長を取り上げた新聞記事に、次のようなくだりがありました。「補助金を打ち切った夏祭りの夜、主催者から、『危機感でかえって知恵も寄附も集まった。これが祭りやな』と声をかけられた。そのときのうれしさが忘れられない」。私どももその記事を目にしたときのうれしさは忘れられません。

かつての経済成長期は、町民の要求にどう応えるかということが行政の一番の役割でありました。現在は町民の要求にどう応えるかということだけではなく、いかにして町民により要求を持ってもらうかということで、行政の力量が問われる時代であると言えます。

夏祭りの補助金打ち切りは、町民をよりよい選択に導いた好例であり、これからの京丹波町のあり方を占う上で示唆に富んだ政策であったと思っております。

旧3町は何で合併しなければならなかったのか。その理解が京丹波町全域に浸透し切っているとは言えないところがあるのかもしれない。

合併したからには合併していなかった場合の体験は、起こり得ないことが理解の浅い部分をさらに後押ししてしまっている面もあるのかもしれない。町民の共通した理解がなけれ

ば、財政基盤の安定化は遅々として進まないであります。

今後も町民に対する徹底した情報公開と説明が望まれるところですが、総合的には賢明な事業展開の一方で、人件費総額対前年度10.8%減、町債の繰上償還、減債基金の積み立てなど京丹波町の計画性と緊張感を持った方向性が打ち出された1カ年でもあったと思っております。

税の不納欠損処分と税等の収入未済につきましては、憂うつな慢性疾患であります。不納欠損は解消見込みゼロ。ルールに基づき処分されたものであります。

いずれにしても、これらの問題の根源は決して徴収者側にあるのではなく、あくまで滞納者側にあるわけですが、引き続いて厳正な徴収に努められんことを希望いたします。

予算の補正のあり方についてであります。1年間で補正予算の書類は相当な厚みになります。細目の決算額を予算額と突き合わせて執行状況を検証するのはなかなか骨の折れる作業であり困惑いたしました。

会計運営の経過の中でやむを得ない要因によって補正に至る場合は、妥当であると理解できます。困惑するのは大ざっぱに立てられた予算の見込み違いを取り繕うかのような補正になっている場合がありはしないかということであります。2つのケースは、峻別して評定すべきであると考えます。

後者の補正が発生しないように綿密に算定し、緊張感のある当初予算を立てられんことを強く希望いたしておきます。

地域医療についてであります。医療施設は何ものにもかえがたい行政財産の一つであります。患者数も診療収入も伸びない医療施設がもうからないということは、考えようによっては喜ぶべきことでもあります。

しかし、施設の収支が他会計からの繰り入れにおいて増額補正を必要としたり、中には未処理欠損を招いてしまったりというのは決して喜ぶべきことではありません。

収支だけを論ずることから少し離れて考えてみます。

施設は、厳格な経営感覚と原価意識のもとに運営されており、患者への対応とサービス面にも問題は見当たらない。地域住民にとり、いざのときの健康の回復維持の受け皿として、真に慕われ信頼されている。

以上のような原理原則を満たしている施設であるという共通の認識が、当事者や関係者の間で確立しているのでしょうか。「絞ってももう一滴も出ない。それほど頑張っている」そう言い切れる状況に果たしてあるのでしょうか。

そのところの分析や検証について、まず整理をすることが大切ではないのか。大所高所

から、施設のあり方や収支の改善策を模索することにあわせ、足元において地域医療の原理原則とは何なんやということを確認し合える環境づくりに徹してみることも不可欠ではないのか、そんなふうなことを思ったりいたします。

私ども監査委員は、平成18年度監査委員費として50万円弱の公金を使用いたしました。50万円の費用対効果をどこで実感したらいいのか、実感しようのない心細さみたいなものが心底に絶えず横たわっております。

そもそも監査委員は必要なのか。当たり前の予算、当たり前の執行、当たり前の事務が当たり前になされるならば、監査委員などいなくてもよい。会計上のスタイルとして監査委員を置く必要があり、法令もまたそのことをうたっているとするならば、それは形式ではないかという気もしないではない。形式のために50万円はばかげた浪費である。なかなか確信も自信も持てない立場であります。

よって立つところがあるとなれば、それはただ1点、1円たりといえども公金に対するむだと甘えを排して経費の節減に徹し、節減した分は住民サービスに充てる。そういう基本理念を共有する関係を職員さんとの間に築き上げていきたい。そして、その理念が予算の編成と執行に反映されることを成就したいということに尽きます。

そのためには、そんな単純な念願しか持っていなくても、この職を何とか務めさせていただくことができる京丹波町であることが大前提となります。

水道課の18年度事業にまつわる不祥事は、その前提をひっくり返すものでした。打ちのめされてわけがわからなくなりました。

不正や横着は起こり得ることであり、その監視と防止は監査委員の職責の範囲であるとするならば、そんなものは捜査二課か探偵にでもお願いしてもらいしかありません。前提が違い過ぎるのであります。法令遵守云々などは、当然過ぎるぐらい当然の次元であるものと信頼していた私どもにとって、汚職事件は想定の外でありました。

事件が表面化した後、速やかに、外部には入札事件に関する外部調査委員会、内部には京丹波町綱紀肅正倫理委員会が設置され、それぞれ多角的な所掌事務に努力が傾注されているところであります。また、職員倫理をより強固に確立するための研修が重ねられていると聞き及んでおります。それら対策への前向きな動きを、願いを込めて見守る一方、司直によって事実関係が明かさされ、判断が下されることを待ちたいと思っております。

ただ、返す返すも悔しいのは「恥ずかしいことをしたらあかん」、「卑しいことをしたらあかん」という規範意識と徳義を公職にあるもの同士がお互いに触発し合い、喚起し合う関係がこの京丹波町においては構築できていなかったのだという点であります。同じ公共団体

を構成している一員として、じくじたるものがあり、ごんきにたえません。

これからの長い道のり、ちょっとした発言、ちょっとした行動の一つ一つから、モラルを実証し、公職にあることの面目を積み上げていくことでしか、町民の皆さんの理解は得られないであろうと痛感いたしております。

最後になりましたが、私どもの審査に格別のご協力を賜りました職員各位には、深く感謝申し上げます、御礼を申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時33分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

認定第1号 平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についての審査については、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第16号は、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

本会議終了後に、決算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いしたいと思っております。

《日程第41、報告第2号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について～
日程第46、報告第7号 社会福祉法人わち福祉会に関する経営状況について》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、報告第2号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況についてから、日程第46、報告第7号 社会福祉法人わち福祉会に関する経営状況について、一括議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（松原茂樹君）

それでは、地方自治法の規定によりまして、出資比率2分の1以上の法人に関する経営状況につきまして、報告第2号から第7号まで、順を追って報告させていただきます。

報告第2号 グリーンランドみずほ株式会社の経営状況につきましては、決算年度売上総利益は1億5,078万1,676円となり、運営管理に要した諸費用の合計が1億4,546万4,969円、差し引きしての利益金は531万6,707円の黒字決算となっております。

事業会計でございますが、スポーツ、レクリエーションの総合施設として、入り込み客数の増加を目指した多種の事業を展開してまいりました。特に、道の駅「皿引」は、地元の生産者直売による野菜市などの客数が年々増加をいたしまして、安価で安心を求める利用者的好评を得ているところであります。

各施設の利用者は、一部の施設においては若干の減少も見られるところでありますが、全体といたしまして、おおむね前年を少し上回る推移をしております。特に、本事業年度は、上半期において、営業収入及び利用者数は前年を下回るペースで推移しておりましたが、下半期においては、天候にも恵まれ、暖冬の影響により大幅に持ち直すことができました。

公園部門における年間の各施設利用者数は、対前年比9%の増加であり、営業収入から見ますと、本年度より新たに森林浴レストラン施設が増えたこともあり、公園管理部門や道の駅部門が好成績をおさめたことにより、全体といたしまして、前期と比べて15%の増加となっております。

町からは8月までの委託料として、9月1日以降の指定管理料、合わせて2,500万円

を支出しております。

平成19年度は、開設10年目の節目の年度となります。今後におきましても、町内外の方々に大いにご利用いただけるように、サービスや経営面で努力願わなければならないと思っていますところでもあります。

スポーツの場の提供と、これに伴います食事や宿泊の場があわせてご利用いただける複合施設として、新しい町の活性化に大きく寄与できるように、今後も発展を願っているところでもあります。

報告第3号 株式会社丹波情報センターの経営状況につきましては、決算年度の営業利益は3,015万1,741円となり、運営管理に要した諸費用の合計が3,065万3,337円、差し引きしての利益金は50万1,596円の赤字決算となりましたが、前期からの繰越利益金を合算しますと、当期末処理利益金は50万7,147円となっています。

丹波地域の有線情報システムは、3月末時点の情報端末加入者は2,262世帯、インターネット接続サービス加入者525世帯でございます。

業務といたしましては、加入者に対し行政情報と暮らしに役立つ生活情報の提供施設を管理運営いたしております。毎日3回の告知放送と加入者へのFAX一斉送信、インターネットシステムの管理やセンター内部及び分散局などの設備機器の点検管理をはじめ、道路工事等により支障となっておりますケーブルや電柱などの移設につきまして調査、設計、施工というすべての部門につきまして、町からの依頼を受け実施しているところでございます。委託料といたしましては、町より管理運営費として2,146万3,365円を支出しています。

今後におきましても、日常の管理運営はもちろんのこと、住民が安心して暮らせる情報の提供や、故障による利用者への不利益の防止に努めてまいり所存であります。

次に、報告第4号 財団法人丹波ふるさと振興公社に関する経営状況であります。丹波ふるさと振興公社は、優良農地の保全、高齢化等に対応した農作業の受委託、また転作作物の柱である丹波黒大豆のさらなる維持拡大を図っているところであります。

町からの管理運営補助金は、前年度から120万7,000円減額いたしまして、396万5,000円であります。全体の決算額では総事業収入額758万6,231円に対し、支出額750万2,738円であり、8万3,493円の黒字となっております。

主な収入であります。黒大豆水田作業、堆肥散布作業受託を中心に、受託金額319万6,127円、また栗園の管理委託事業収入として17万3,446円あります。特に、堆肥散布作業受託事業については、昨年度を上回る収益となっております。

今後も農作業受託事業の充実、丹波黒大豆の機械支援による省力栽培を推進し、生産拡大を図るとともに経営面で努力を行う所存であります。

報告第5号 財団法人瑞穂農業公社に関する経営状況につきましては、担い手の確保と育成を図り、農地の利用管理や農作業の受委託を推進するとともに、地域の特性を生かした特産物の育成、販売等を行っているところであります。

町からの事業運営補助金は、前年度から856万9,000円減額いたしまして、1,648万円であります。この減額につきましては、昨年9月からマスターズハウス及びマスターズ農園の指定管理者制度の導入に伴うものであり、指定管理料としては606万4,000円を支出しております。

全体の決算額で申しますと、総事業収入額6,332万4,831円に対し、支出額6,468万4,664円となり、当期収支額では135万9,833円の赤字となりましたが、前期繰越額も含めた決算では213万4,840円の黒字となっています。

主な事業収入といたしましては加工品の販売額2,286万4,380円、受託事業収入等は1,179万4,019円であります。

今後とも、公社の健全経営を図るため、農産物加工施設、マスターズハウスの生産販売の拡大等に努めるとともに、農作業受託事業の拡充に向けた運営をしてまいりたいと思っております。

報告第6号 財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況についてであります。和知ふるさと振興センターは、都市住民との交流、特産品の開発、普及、観光レクリエーション、農林水産業の振興など、幅広い活動を目的に、農作業受託、道の駅「和」、わち山野草の森を基本に、利用者の利便性、期待感に応えるべく積極的に取り組まれたところであります。

町からの管理業務委託料として、37万9,000円減額いたしまして、2,828万5,000円であります。

全体の決算額では、総事業収入額3億9,159万円に対し、支出額3億9,236万円となっており、77万円の赤字と、近年にない厳しい決算となっております。

特産館「和」は、地元の生産者直売による野菜や加工品の直売が品ぞろえと値ごろ感から集客のかなめとなっており、また、夏場におけるバーベキューガーデンの利用が前年より増えたこともあり、3億268万7,000円の事業収入を得ております。

また、山野草の森は定期的な山野草展、施設のイベント及び花・野菜苗の生産販売に取り組み、特にハウス生産品は前年を大幅に上回ったものの、総体的には入園者及び園内の売り

上げは減少傾向となっております。

事業収入は管理委託料等を含め、4,073万8,000円となり、経費節減に努めたものの、前年度を上回る214万8,000円の赤字決算となっております。

農作業受託事業では、野菜ハウス設置請負等の受注が大幅減少したことにより、事業収入は前年を大幅に下回る4,305万8,000円となったことから、事業収益も283万8,000円の赤字であります。

道路情報センターにおいては、収益を求める事業分野でないことに加えて、国土交通省からの委託料が年々削減されている状況であります。

今後とも、都市住民との交流、特産品の開発、観光レクリエーションの振興などの施設として、サービスや管理運営経費の節減等、経営面で努力してまいり所存であります。

報告第7号の社会福祉法人和知福祉会に関する経営状況についてであります。和知福祉会は利用者が安定して施設や住宅で自立した生活ができるよう、法人理念と事業計画に基づき、サービス提供に努めています。

平成18年度は、3年に一度の介護保険制度改正の年となり、2回目の介護報酬の改正が実施され、介護事業会計は介護報酬額の引き下げ等の影響もありましたが、総収入額は3億9,016万178円、支出額は3億8,486万6,266円となり、当期の資金収支差額については、529万3,912円の黒字計上となりました。

また、法人本部会計と介護保険事業会計を合わせた総収入額は3億9,377万3,138円、支出は本部会計で収入確保ができない2,500万円を特別損失として徴収不納処理を行ったことから、4億1,111万386円となり、法人全体での当期資金収支額は1,733万7,248円の赤字となっております。

介護報酬の切り下げ等により、ますます厳しさを増す経営環境の中で、経費節減、人件費比率の引き下げ等を図り事業運営を安定させ、事業の効率化、サービスの質の向上を目指すところであります。

以上、経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上で報告を終わります。

質疑がある場合は、後日に、全員協議会の席上におきまして質疑を行うと、このような形で計画をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時50分